

令和 4 年 生坂村議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 12 月 6 日 開会

令和 4 年 12 月 14 日 閉会

生 坂 村 議 会

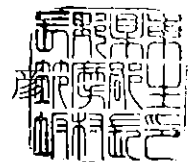


告示第27号

令和4年第4回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月1日

生坂村長 藤 澤 泰



記

1. 期 日 令和4年12月6日

2. 場 所 生坂村議会議場

令和4年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

1 日目

○条例案2件

- ・生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

○補正予算案5件

- ・令和4年度生坂村一般会計補正予算【第5号】
- ・令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】
- ・令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第4号】
- ・令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第3号】
- ・令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・条例案の朗読説明	8 P
・予算案の朗読説明	10 P
・総括質疑	12 P
・議案の委員会付託	12 P
・請願・陳情、委員会付託	12 P
・散会	13 P

令和4年第4回 生坂村議会定例会

令和4年12月6日 午前10時 開議

議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第50号	生坂村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案	社 会 文 教 委員会付託
4	議案第51号	生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案	総 務 建 経 委員会付託
5	議案第52号	令和4年度生坂村一般会計補正予算【第5号】	関 係 部 分 委員会付託
6	議案第53号	令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】	社 会 文 教 委員会付託
7	議案第54号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第4号】	総 務 建 経 委員会付託
8	議案第55号	令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第3号】	
9	議案第56号	令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】	社 会 文 教 委員会付託
10		総 括 質 疑	
11		議案の委員会付託	
12		請願陳情の提出	
13		請願陳情の委員会付託	
		散 会	

出席議員（8名）

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田譲君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	住民課長	真島弘光君
教育長	上條貴春君	健康福祉課長	松沢昌志君
総務課長	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	藤澤保君	書記	坂爪浩之君
--------	------	----	-------

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村村民は誇りと責任をもって豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切にし、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村 村民憲章を制定しております。我々生坂村議会はこれからも村民憲章の目標達成に向かって全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

8 番吉澤議員の後にご唱和をお願いします。

○8 番（吉澤弘迪） 朗読

○議長（太田譲君） 着席してください。

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（太田譲君） ただいまから令和4年第4回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

12月定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田譲君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎報告

○議長（太田譲君） はじめにご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり、議員を派遣しましたのでご報告します。次に監査委員から、令和4年10月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田譲君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1 番望月一将議員、2 番藤澤議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月14日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの9日間に決定しました。

◎提出議案の報告

○議長(太田譲君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は

議案第50号 生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案

議案第51号 生坂村職員の定数等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

議案第52号 令和4年度生坂村一般会計補正予算(第5号)

議案第53号 令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第1号)

議案第54号 令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第4号)

議案第55号 令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第3号)

議案第56号 令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第2号)

の条例案2件、予算案5件の計7件であります。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。令和4年第4回議会12月定例会の開会にあたりご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、師走に入り大変ご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げます次第でございます。

さて、政府の総合経済対策の裏付けとなる今年度第2次補正予算は、2日の参議院本会議で賛成多数により可決、成立いたしました。一般会計の歳出総額は28兆9222億円となり、財源の約8割の22兆8520億円は国債を発行して賄うとのことでございます。今回の補正予算は、総合経済対策にあります4本の柱で構成し、物価高騰、賃上げの取り組みに7兆8170億円。円安を生かした地域の稼ぐ力の回復強化に3兆4863億円、新しい資本主義の加速に5兆4956億円。防災減災、国土強靱化の推進、外交安全保障環境の変化への対応など国民の安全安心の確保に7兆5472億円をそれぞれ充てております。物価高騰対策の多くを占めますのが、エネルギー価格高騰対策として、電気料金対策に2兆4870億円、ガソリンなどの燃料油価格の激変緩和措置に3兆272億円などが計上されております。また、令和3年度国税決算および令和4年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額の1.9兆円のうちの5000億円を令和4年度の地方交付税総額に加算して地方に配分することになりました。

地方公共団体が経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるようにするために、当村には臨時経済対策費として試算では2200万円ほどが交付されると考えております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、物価高克服経済再生実現のための総合経済対策を踏まえ、7500億円が追加計上されました。

消費下支え等を通じた生活者支援、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援などの生活者支援と、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援などの事業者支援と幅広い推奨メニューがあり、また、地方公共団体が推奨事業メニューよりもさらに効果があると考ええるものについては、実施計画に記載して申請が可能とのことでございます。

また、妊娠時から出産、子育てまで一貫した、並走型相談支援と、経済的支援を一体として実施します出産子育て応援交付金事業に、1267億円が計上され、今年4月以降に出産された人を対象に妊娠届の提出時に5万円、出産届の提出時に5万円をお配りし、支給の際には引き続き妊産婦の相談に当たるとともに、当村の子育て支援や産前産後ケアの利用などを提案してまいります。この事業予算は今後の議会で計上させていただく予定でございます。

当村としましては、臨時経済対策費と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍でいまだに制限のある生活を余儀なくされていることや、物価高騰に直面して影響を受けています村民の皆さんの生活の支援や消費拡大促進による地域経済の下支えためなど、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業などに活用するように考えているところでございます。

次にホームタウンになっています松本山雅FCは大変残念なことに、勝ち点1及ばず、J2復帰はならず、来季は霜田監督のもと、再度J2復帰を目指して戦うことになりました。当村では今年度も松本山雅FCと連携し、11月23日には、2022 イクラン！松本山雅FCが、雨降りのコンディションの悪い中、3キロ、10キロの2種目のコースにおいて、村内外から100名ほどの参加により盛大に開催できました。また当日の午後には雲根地区において、いくさか創造の森の収穫祭が開催されました。8月6日の初回から松本山雅の皆さんにご参加いただき、ワークショップで取り組まれたアースオープンが完成し、当日は地元の皆さんにもご参加いただき、個々にピザの生地を丸めて伸ばして、好みの具材をトッピングしてアースオープンで焼いて美味しくいただきました。10月30日には松本山雅FCとAC長野パルセイロの信州ダービーという歴史ある試合の日に、ホームタウンデーを設定していただき、緑のお饅頭や灰焼きお焼き、美味しんぼうなどを販売させていただきましたし、毎年度の保育園での山雅サッカー教室、松本山雅フィジカルトレーニングなどを行っていただき生坂村の発信や活性化に結びついていると感じております。

最終年度になります山村活性化対策事業は、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント中止を受け、計画どおりに事業の実施ができませんでしたが、道の駅いくさかの郷の農産物直売所は4月に駅長が変わり、4月から11月にかけてずっと前年度対比で売り上げ増が続いております。それは毎月の特産市や各種セール、地元産の野菜や各種ブドウのイクサカラットなどの出荷がかなり増えたこと、店頭販売していただけた方が増えたこと、また、今年度もいくさクーポンをはじめ、生活応援商品券、いくさかマル得商品券などの発行、テレビやラジオのCMやSNSによる情報発信などに取り組み、多くの方々にご利用いただいた成果だと考えております。

来年度の県の地域発元気づくり支援金の事業の申請につきましては、各部署、各団体で検討をしていただき、知恵の輪委員会でも2回協議をし、事前に指導もいただいているところでございます。今年度も松本地域の説明会が23日に松本合同庁舎講堂で開催され、松本地域振興局による2回目の事前相談会は来年1月に開催をされますので、新型コロナウイルス感染症の状況を加味し、各地区の取り組みを協働により進めていこうという事業がございましたら申請をお願いした

いと思います。地区担当職員、担当部署もご相談を承りますので、お問い合わせいただきますようお願いをいたします。

今月16日には令和5年度予算編成会議を開催し、来年2月に村長選挙がありますので、骨格的予算と施策予算の2段階の編集により実施することになります。また生坂村第6次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画を実施計画として進め、第2期の生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略によっても地方創生の各事業を実施してまいりたいと考えております。そして毎年度実施しています村づくり計画の更新の策定作業も並行して進め、予算および総合戦略を合わせて相互に反映させ、村民の皆さんのための行財政運営を進めてまいります。

新聞紙上でご存知かと思いますが、私は次期村長選挙に向け5期目を目指して出馬の意向を固めさせていただきました。私の村政運営は引き続き、村民の皆さんにご理解とご協力をお願いし、さらに協働による村づくりを進めたいと考えておりますが、明日の字引議員の一般質問に対しまして、次期への考えなどをお答えさせていただきたいと思います。村が活気にみなぎるためには、村民の皆さん、各地区が元気であることが大切であります。そういう点で、村民の皆さんが地域、村に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切に、支え合い、守り育てていこうという責任感を共有し、村民の皆さんのご理解とご協力のもと、協働による村づくりを進めているところでございます。村民の皆さんとの対話を重視し、村民主役の村政運営に努め、安全で安心して住みよい安心して暮らしていける、住みよい生坂村であり続けるために様々な課題に対して議員各位と検討協議をお願いしながら、課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。議員各位並びに村民の皆さんには引き続き、生坂創生のために格別なご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、条例案2件、予算案5件の計7件であります。

議案第50号生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、個人番号カードを利用した印鑑証明書の交付を受けることができることとするための条例の一部改正であります。

議案第51号、生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案

この議案は、地方公務員法の改正により、職員の定年を引き上げるための必要な改正を行うものであります。本条例案では、定年の引き上げに伴う関係条例を並列的に改正を行うこととしており、生坂村職員の定年等に関する条例、生坂村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の懲戒に関する条例公益法人等への職員の派遣等に関する条例、職員の勤務時間および休暇等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、生坂村職員の（？費）に関する条例のそれぞれの一部改正と職員の再任用に関する条例を廃止する内容が含まれております。今回の改正は、生坂村職員の定年等に関する条例で一般職の職員の定年年齢を現行の60歳から段階的に引き上げ、令和13年度から65歳とするもので、その際、管理監督職の上限年齢を60歳とし、他の職への降任を行うこととしております。その他の関係条例では、法律および生坂村職員の定年等に関する条例の改正に伴う改正が主な内容で一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、これまでの再任用職員がなくなり、定年前再任用短時間勤務職員と変更されることによる関係箇所の変更、給料表の変更、管理監督職からの降任先となる職務の名称を主幹とする追加などの改正であります。

議案第52号令和4年度生坂村一般会計補正予算第5号

この予算案は規定の額に5153万2000円を追加し、総額を25億1235万1000円とする補正予算であります。主な内容は歳入では地方交付税4676万3000円、県支出金364万3000円、諸収入151万5000円などを増額し、繰越金96万2000円を減額いたします。歳出では総務費2184万4000円、民生費10

73万2000円、農林水産業費660万7000円、土木費847万6000円、教育費219万6000円などを増額する補正であります。

議案第53号令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算第1号

この予算案は、規定の額に506万6000円を追加し、総額を9816万6000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金504万8000円を増額し、歳出では経営管理費506万6000円を増額する補正であります。

議案第54号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第4号

この予算案は、規定の額に509万5000円を追加し、総額を1億9965万円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で諸収入654万4000円を増額し、村債180万円を減額して、歳出では経営管理費209万5000円、建設改良費300万円を増額する補正であります。

議案第55号令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算第3号

この予算案は、規定の額に81万7000円を追加し、総額を1億215万3000円とする補正予算であります。主な内容は歳入で繰入金23万6000円、繰越金58万1000円をそれぞれ増額し、歳出では経営管理費を81万7000円増額する補正であります。

議案第56号令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算第2号

この予算案は、規定の額に1539万8000円を追加し、総額を3億2359万6000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で県支出金246万円、繰越金1271万7000円をそれぞれ増額し、歳出では、保険給付費で予算更正を行い、基金積立金945万円、諸支出金594万8000円を増額する補正であります。

以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ挨拶並びに議案の説明といたします。

◎議案50号

○議長(太田譲君) 日程3、議案第50号生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) (住民課長 朗読説明)

◎議案51号

○議長(太田譲君) 次に日程4、議案第51号生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) それでは議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

議案第51号生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案。

本日提出、村長名でございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます、お配りをしてございます新旧対照表とあわせ説明をさせていただきます。

本条例案は、地方公務員法の改正によりまして、職員の定年を引き上げるために必要な改正を行うもので、定年の引き上げに伴う関係条例を並列的に改正を行うこととしており、生坂村職員の定年等に関する条例、生坂村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の懲戒に関する条例、公益法人等への職員の派遣に関する条例、職員の勤務時間および休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、生坂村職員の給与に関する条例のそれぞれ一部改正と職員の再任用に関する条例を廃止する内容となっております。

改正条例の第1条が生坂村職員の定年等に関する条例の一部改正となっております。今回、本条例を、条例に目次を付し、第3条で、定年年齢を65としまして、第4条は定年による退職の特例の規定で、第4条第1項の1号から3号の事由がある場合は通常1年を超えない範囲で引き続き勤務させることができますが、管理監督職にあった者は最長3年まで可能とするものとなっております。

第3章の第6条は、管理監督職勤務の上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定で、対象となる職は管理職手当を支給されている職員の職としております。

第7条は、管理監督職として勤務できる上限年齢を60歳と規定するものであります。

第8条は、管理監督職職務上限年齢の適用により、他の職へ降任等をする場合の守るべき基準を規定しているもので、降任、転任にあつては、条例で定めることとされており1号から3号で規定をしているものでございます。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任、転任および管理監督職への任用の制限の特例を規定するもので第1項の1号から3号までの事由があるときは、1年、管理監督職の職を延長できる、としております。2項から4項はさらに延長できる場合と、その事由について規定をしております。

第10条は移動期間の延長等をする場合は職員の同意を得ることを規定し、第11条は延長事由が消滅した場合の措置について規定をしております。

第4章は、定年前再任用短時間勤務制に係る規定で、第12条は、60歳に達した日以降に退職する職員について、短時間勤務の職に採用できるものとする規定であります。

第13条は村を構成団体となる地方公共団体、広域連合であったり、一部事務組合等になりますが、その団体の60歳以上退職者を短時間勤務の職に採用ができるとする規定であります。

附則第3項は今回の改正は段階的に引き上げることとされており、2年に1歳引き上げ、65歳とする時期が令和13年度からとなるための経過措置の規定であります。

4項は、60歳以降の勤務形態について、60歳になる前に確認するよう努めることを規定をしているものでございます。

改正条例の第2条は、生坂村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部の改正で、地方公務員法の改正による条の変更をするものであります。

改正条例第3条は職員の運営に関する条例の一部の改正で第3条に、管理監督者職からの降任を追加するもので、附則では適用の経過措置と、意に反する降任等についての取り扱いについて規定をしているものであります。

改正条例第4条は、職員の懲戒に関する条例の一部の改正で減給の方法について規定を追加するものであります。

改正条例第5条は、広域法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、地方公務員法の改正による関係箇所の変更と、第2条第2項は職員の派遣について5号を追加し第10条は、特定

法人の業務に従事するために退職した者の採用についての規定で5号を追加するものであります。

改正条例の第6条は職員の勤務時間および休暇に関する条例の一部の改正で、地方公務員法の改正により、再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員と変更されたための改正となっております。

改正条例第7条は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、育児休業をすることができない職員に異動期間の延長をされた管理監督職にある職員を追加するものであります。

改正条例第8条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部の改正で、条例本文の主な内容は、再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員と変更されたための改正で附則において、60歳以降に支払われる給料月額を7割とすることを、8項から13項までで詳細に定めております。

別表第1は行政職給料表で再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と変更するもので、別表第2で、60歳以降に降任された職員を区別するための職務の名称を、専門的な知識または経験を必要とする村長が定める職務の主観として追加をしております。

改正条例第9条は生坂村職員の旅費に関する条例の一部の改正で、地方公務員法の改正による条等の変更をしております。

改正条例第10条は職員の再任用制度がなくなるため、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日ではありますが、ただし令和13年度から完成形となるため、それまでの間、とるべき経過措置についてそれぞれ細かく規定をしております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

◎議案52号

○議長（太田譲君） 次に日程5、議案第52号令和4年度生坂村一般会計補正予算第5号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（山本雅一君） 議長。
○議長（太田譲君） 教育次長。
○教育次長（山本雅一君） （教育次長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩したいと思います。
再開は11時20分とします。

再開 午前 11時20分

○住民課長（真島弘光君） （住民課長 朗読説明）

◎議案53号

○議長（太田譲君） 次に日程6、議案第53号令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算第1号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君） 議長。
○議長（太田譲君） 住民課長。
○住民課長（真島弘光君） （住民課長 朗読説明）

◎議案54号

○議長（太田譲君） 次に日程7、議案第54号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第4号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。
○議長（太田譲君） 振興課長。
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

◎議案55号

○議長（太田譲君） 次に日程8、議案第55号令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算第3号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

◎議案56号

○議長（太田譲君） 次に日程9、議案第56号令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算第2号を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

◎総括質疑

○議長（太田譲君） 日程10、これより総括質疑に入ります。日程3議案第50号、日程4議案第51号の条例案2件、日程5議案第52号から、日程9議案第56号までの令和4年度補正予算5件の計7件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 次に日程11、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただいま議題になっております日程3議案第50号から日程9議案第56号までの条例案2件、令和4年度補正予算5件の計7件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって7議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎請願・陳情の提出

○議長（太田譲君） 次に日程12、陳情4第4号安全安心の医療介護実現の人員増と処遇改善を求める陳情書について を議題にします。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（太田譲君） お諮りします。ただいま議題となっている日程12の陳情1件の内容は、お手元に配付のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって日程12の陳情4第4号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで事務局に常任委員会付託案件表を配付していただきますので、しばらくお待ちください。

〔事務局配布〕

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。
次の本会議は、明日7日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。
本日はこれにて散会します。
起立。礼。大変ご苦勞様でした。

散会 午前11時49分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 6 日

議 長 大 田 譲

署名議員 望 月 一 将

署名議員 藤 澤 幸 恵

令和4年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

2日目（12月7日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

- ・一般質問..... 4 P
 - 吉澤弘迪議員..... 4 P
 - 平田勝章議員..... 11 P
 - 望月一将議員..... 20 P
 - 字引文威議員..... 25 P
- ・散会..... 30 P

令和4年第4回 生坂村議会定例会

令和4年12月7日 午前10時 開議

議 事 日 程 【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		閉 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君

2番 藤 澤 幸 恵 君

3番 藤 原 良 司 君

4番 望 月 典 子 君

5番 太 田 譲 君

6番 字 引 文 威 君

7番 平 田 勝 章 君

8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君

振 興 課 長 中 山 茂 也 君

副 村 長 牛 越 宏 通 君

住 民 課 長 真 島 弘 光 君

教 育 長 上 條 貴 春 君

健康福祉課長 松 沢 昌 志 君

総 務 課 長 藤 澤 正 司 君

教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君

書 記 坂 爪 浩 之 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより令和4年第4回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は新型コロナウイルス等感染症予防のためマスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番藤原議員、4番望月典子議員を指名します。

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。最初に、8番吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番吉澤弘迪です。私は住民の高齢化と生活環境の維持をテーマに一般質問を行います。なお、お手元に参考資料を配付してありますのでご覧になって、参照をお願いします。

村は少子高齢化が原因で人口が減少しその防止策として村の一等地に若者定住者住宅を建て、村外の若者の移住をすすめています。その一方村内では昔から当村に住んでいて高齢化して生活環境の不便さから部落の戸数が年々、1戸1戸減少し限界集落となり、ついに最後は1戸となった消滅集落の部落が各地に出現する状態となりました。そこに居住する高齢者は生活環境を守り、将来当村にどのようにして居住したら良いのか困惑している、そんな消滅集落にスポットを

当てて消滅集落に住む高齢者の1人として、不安と現状を訴え村のリーダーである村長、副村長にそのお考えを伺いたいと思います。

皆さんのところに配りました参考資料ですが、これは私が居住している下生坂の木村の現状と生活環境を維持する必要な作業の内容をイからトまで写真を添えてありますので参照してください。私の住んでいる消滅集落となった木村の現状ですが木村常会は私が居住する木村は戦後3戸の家族約20人が居住し農業を中心にして生活をしておりました。その後昭和64年に生坂トンネルが建設され、それに伴って土地の買収があり移転が必要となりました。私の家は、木村に残り、他の2戸は村内丸八の横に移転し、今も残したお墓、土地の管理を続けています。当然残った私が木村の道路約500メートル、畑2ヘクタールの管理をする役目となりました。常会は竹の本と木村で9戸で木竹常会を結成、今も結成しております。生活を維持する環境を守るための現状は、畑約2ヘクタール。これは耕作できなくなり、草地となっておりまして、春秋2回に3戸が共同で草刈りを実施しております。それから鳥獣害防止柵が山側に約1キロ。村の事業で設置しまして、地元負担金20万円を3戸で負担をして続行しております。ただし、下生坂上生坂の鳥獣防止柵と接続していないため、シカが侵入して耕地は作物が作れないような状況になっております。食料の野菜の栽培はシカが侵入するので1000アールの畑を（？タンカー）のワイヤーメッシュで囲い、約80メートルありますが、侵入を防止して耕作をしております。

道路の管理はですね、部落内500メートルの除雪を当然私が1人でやらなければならない負い目となりまして、途中110メートルは村の規定で15センチ以上、お聞きしたら30センチということですが、雪が降っても今まで有史以来、1回も掻いてもらったことがございません。これは平成22年ですか大雪あったときに、仕方なしに1回、村にお願いして掻いてもらったということですが、しかも坂で日陰でございまして、日が暮れば危険で毎回除雪を自分でしなければならぬということです。それから秋の道路の落ち葉の除去、これは側溝の清掃ですが、これが土砂や葉っぱがたまりますと、災害を起こしますので、側溝の掃除は私と息子、家族4人で1日で実施しております。

あとこれらの仕事を楽にするために、バックホーとキャタピラの除雪機、それから自走式の4輪駆動の草刈り機1台を所持しております。隣の柳澤英男君はラジコンの草刈り機を1台所持し、3人で共同で除草を行っております。なお、最後に神社ですが、これは春秋2人で柳澤英男君と2人で祭典を行い、最初は神主さんを頼んでやっておりましたが今は2人で茶碗酒で祭典をやっているというような状況です。

なお消滅集落では集落内の道路の除雪、補修、清掃、農地の除草については公私の区別はなく、村落の生活環境を守る作業が全て自分の生活の生活環境を守る作業になりますので、作業の範囲は大きくなり非常に大変苦労のような状況です。以上が参考資料についての説明でございます。あと、それぞれ副村長、村長に質問いたしますが、席を変えてやりたいと思います。

それでは副村長に質問をいたします。私は13年前に村会議員になったときに地区の先輩から村会議員の心得として、次の三つの事項を言い渡されました。

一つは、議員は名誉職であるから、報酬に等しい奉仕活動をするように。この奉仕活動の基本は自助、共助、公助であると。議員は自分のところに、最後は自分のところへ水を引くようなことをするな。我田引水ですが、すなわち地位を利用して自分の利益となるようなことをするな、ということでありました。

村会議員は村民を代表して、村民の生活を守る立場にありますので、自分から消滅集落の実情を話し、問題を提起するのは筋違いであると思いますが、村内には他にも中塚、長谷久保、小立野南部等自分と同じ環境にあり、その人たちはいったいどのようにして生活環境を維持しているのか。高齢者で困っていても立場上、それを公にすることができずに困っているのかもしれない。そんな気持ちから今回の問題提起となりました。

そこで、副村長にお伺いいたします。まず最初に、村内の消滅集落の現状と、消滅集落で高齢者が生活環境を維持することの困難さの状況についていかがお考えになるか。2番目として、他の部落でこの問題を解決する良い対策は何か取られていないか。もしあったら教えてほしい。3番目がこの問題を解決するには、集落に住む住民を一人でも多くし自助、共助、公助の区別が可能な状況にすることにあると思いますが、村としてのシステムの中でこの問題を解決する良い方法はないか、の三つについてお伺いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、8番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

初めに村の消滅集落の現状と、消滅集落で高齢者が生活環境を維持していくことの困難さについてですが、村内の常会で世帯数が2戸以内の常会は、2戸の常会が3常会で、1戸の常会が2常会となっています。いずれの常会も高齢化が進んでおり、常会内の草刈り、水路ざらい、除雪等は苦慮している状況にあると把握をしております。また、今年度も地区要望箇所の現地調査を実施しまして、私も10区の現地調査に出向き、区長さんや役員の方から説明を受け、高齢化や人口の減少により、地区内の道路の支障木伐採を依頼する要望が増えており、高齢化が進んでいると感じているところでございます。

次に他の常会で消滅集落の高齢者が生活環境を維持していく良い対策がとられていることについてお答えをいたします。除雪については、振興課が所管で10センチ以上の降雪、15センチ以上の降雪、30センチ以上で除雪を行う路線を定めて実施をしておりますが、この基準は平成23年度に定めたものであり、10年ほど経過しておりますので、高齢化の状況等を考慮して検討しなければいけないと考えております。道路の草刈りや水路ざらいについては、区長さんからの依頼を受けた箇所については、大好き隊で対応をしております。また、もりびと事業では社会福祉協議会で30分以内の軽作業で、草刈、支障木の除去、雪かきで玄関から車道までの間については、利用料30分以内で500円で対応をしているところでございます。その他にも、空き家バンクを利用して古坂区では2世帯の移住者が、昭津区では1世帯の移住者がここ数年で居住して各常会に加入して地区の作業等参加していると聞いております。

最後に、集落に住む住民を1人でも多く、自治活動が可能な状況にする行政、村のシステムの中で問題を解決する方法についてお答えをいたします。当村が行っている空き家バンクに登録した草尾区の長谷久保常会内にある空き家に入居して、昨年12月から生坂村特定地域づくり協同組合の職員になっている方がおります。この職員は、当組合の事務局長がサポートして、自治活動に積極的に参加するように促し、地域の方に補助をいただき、現在常会長を行っております。このように人口が減少している集落の空き家などを活用して移住していただき、最初は特定地域づくり協同組合の職員として収入を得て生活していくように取り組んでいくことも人口が減少している地域の自治活動を維持していく一つの方法と考えます。答弁は以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 副村長へ再質問いたします。二つお聞きしたいと思います。

一つはですね、限界集落や消滅集落へ空き家バンクを利用して村外からの移住者があり、常会に加入して奉仕活動を行い、生活環境の維持に努めておられると聞いて安心をいたしました。しかし一方、村内の常会や他町村では移住者がスローライフと称して、移住先の常会に加入せず常会のボランティア作業も拒否して問題となっています。常会に加入せず、ボランティア作業を拒否、ゴミの放棄など集落の生活環境を悪化させ、移入が逆に負に転じてしまっています。今後こ

の問題をいかにするのか、行政の大きなテーマであると考えます。これについて、副村長はかがお考えになるかお聞きをしたいと思います。

次にですね、私の冬季の道路の除雪、草刈りなど集落の生活環境を維持する作業は私の集落では作業量が大きく、大好き隊や社協のもりびとに依頼することができません。そこで、副村長の組合長をしておられる生坂村特定地域づくり組合へ出資をして組合員となり、組合から生活環境を維持するための除雪とか草刈りなどの作業をしてもらいたいと思いますが、可能でしょうか。この二つについてお聞きをしたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、移住者の方の維持活動の参加でございますが村では先ほど申し上げました空き家バンクを利用して移住をしていただく方につきましては、空き家バンクを利用する際に、自治会に入ること、そしてまた自治活動を行うことと、というような誓約書を取ってから、空き家バンクを利用させていただいております。ただ、空き家バンク以外の関係で村内の中に入居させていただいた方には、そのような規制がありませんので、その件については状況を調査しながら今後検討していかなければいけないかと考えております。

また、住民の方が特定地域づくり事業協同組合に出資して組合員となり、職員を派遣することができないかということでございますが、特定地域づくり協同組合の組合員となれる方は村内で事業を行っている1次産業、2次産業、3次産業でその他として、公益財団法人や社会福祉法人、一般財団法人となっておりますので、事業を行っていない方は組合に加入することはできませんが、吉澤議員ご質問の集落の維持管理を行っていくには、集落の維持管理を行うことを仕事としていく事業者が村内で事業を展開していけば、組合に加入していただき、職員を派遣することは可能となりますので、高齢化が進み住民が減少し自治活動が困難となった地域を活性化していく一つの案として検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今副村長からお答えをいただきましたが、これからですね、特定づくり地域特定づくり組合を生かしていくには先ほど私が申し上げたような多様性のあることをやっぱり作業内容として組合の事業内容に入れていかないと有効な組合の活用はできないと思いますので、今後研究をお願いを申し上げたいと思います。

続いてですね、村長にお尋ねをいたします。前述した私の生活環境を守る作業は自助、共助、公助の原則から言うと、地元の間が自ら実施することなどで、どんなに困っていても村に援助を求めるのは筋違いではないかと思いますが、私の基本的な考えは他の消滅集落に住む方々も同じようなことで村に依存することは控えているのではないかと思います。日常生活の生活環境を維持するための作業は個数が多く、住民の数の多い集落では、住民の協働によって解決することで、村へ援助や要望することではなく、住民サービスの必要性からいうと除外されてしまうかもしれません。しかし、消滅集落ではその作業が前述したように広範囲に渡るため、高齢者にとっては身を切るような苦勞でついに思い悩んで村外の便利なところへ移住しようとする決心の原因にもなります。村でもこのような状況を早く察知していずれかの手立てで助けてやってほしいと思います。

そこで、村長にお伺いいたします。

まず最初に村の住民サービスの公平性の基準をどこに置くのか。また、今後、村民の中で聞こえてこないようなかけの困った声をどのようにして、村営に反映するおつもりであるか、この二つについてお伺いをいたしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

最初に住民サービスの公平性の基準ということでございますが、地方自治法第1条の2に、地方公共団体の役割として、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定をしております。この規定により、地方公共団体は、その地域において住民サービスを自主的かつ総合的に行っているところでございます。このことによりまして、住民サービスを行っていくには、全ての住民に公平でなければいけないと考えているところでございますが、村内には住んでいる場所や生活体系などによって生活していくために、地形や地区内に住んでいる人口および収入状況によりまして生活水準に差が生じているのが現状でございます。これらの条件も考慮しまして、住民サービスを行っていかなければと考えているところでございます。そして、地方自治における行政運営は地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本でございますが、住民サービスを行っていく財源にも限りがあるところでございまして、住民がボランティア活動や、おてんまなど自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えているところであります。

そこで村づくりの中でも最も重要なことは、地域、村に対して愛着と責任感を共有していただき、村民と行政との協働による村づくりをすることだと私は思っております。議員ご指摘のとおり、村民の皆さんのご理解ご協力をいただく中で、個人ができることは、個人自ら行っていく、個人ではできないことを家族や地域の取り組みの中で解決をしていただく、それでも解決できない問題は行政と一緒に解決をしていく、つまり自助、共助、公助ということを基本として村民の皆さんに公平に住民サービスを行うことだと考えております。

次に、村民の聞こえてこない陰の声をどのようにして村政に生かすか、ということでございますが、村民の皆さんからのご意見の把握につきましては、ここ3年ほど、新型コロナウイルス感染防止対策によりまして、10区へ出向いての村政懇談会は行っておりませんが、昨年度と今年度につきましては、テレビ会議システムと会場を結んで開催をし、村民の皆さんから意見の把握に努めております。また、昨年末に行いましたアンケートにより様々なご意見をいただきましたし、当村のホームページには、私の机の上にあるパソコンのアドレスに直接意見をいただくこととしております。また、議員各位から村民の皆さんからいただきました様々なご意見等を伺っております。これからもより多くのご意見をいただき、村政運営に反映していくように努めてまいりたいと考えております。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長に今のことについて再質問をいたしたいと思います。

お答えは私が予想したように満足できるものでございますけれども、さらにもう少し深めてお聞きをいたしたいと思います。行政の住民サービスの公平性の基準については当然住民の生活している場所や生活体系が異なりますので、一概に公平性の基準を定めることは非常に私は不可能であると考えます。さらに近年、住民の少子高齢化により住民から求められるサービスが高度化し、また多様化して一層の公平性の基準を置くことは困難になってまいりました。

しかし私は行政の住民サービスは、村長の言われるように、自助、共助、公助が基本であり、さらに実施にあたっては、先ほども村長の申されましたように、行政の大きな使命は住民の生活生命を守るという使命がありますので、その中で必要性、緊急性を基準にしておいて、柔軟に判断をすべきではないかと考えますので、この点について村長はいかがお考えか。先ほども申されましたが、さらに説明を加えていただければ幸いと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

さらに深めて住民サービスの公平性、また高度化多様化している村民の要望に関してでございますが、自助、共助、公助を基本として私村政運営を行ってまいりましたが、少子高齢化、人口減少はなかなか歯止めがかからない状況でございます。そういう中で10区に出向いての現地調査も、議員ご指摘のとおり、必要性緊急性等を加味して実施をさせていただいているところでございます。また、公助では地区担当職員大好き隊等が副村長、お答えしたように各集落の草刈り、水路ざらい等も手伝っているところでございまして、今後も住民サービスをどのように公平性を保ちながら、村民の皆さんが生坂村で、安全で安心して暮らし続けられるかを考えながら、また議員各位からもご指摘、またご指導いただきながら、対応ができる部分はしっかり対応をさせていただきたいと思っております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今のお答えでよくわかりました。

それでは続いてもう一つ、村長にお聞きをしたいと思っております。消滅集落の高齢者は生坂村に住み続けることは大変ですが、先祖から生坂村に住み、周囲の人に厄介になり、不便であるけれども、生坂村が大好きで村長がよく言われる小さくてもキラリと輝く村にするよう、今後協力していきたいと思っています。きっと限界集落や消滅集落に住んでいる人たちも同じ気持ちでしょう。これ以上、限界集落や消滅集落を増やすことはしてはいけません。

そんなことから、若者定住者住宅を村内の限界集落や消滅集落に建設することを提案いたします。そこに定住した若者には集落を維持する。ボランティアを実施することを条件に住宅費を無料にし、無料にしたらと思っております。宅地は地元から無償で提供してもらったらいかがでしょうか。村長は私のこの提案についていかがお考えになるか、お聞きをしたいと思っております。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

若者定住促進住宅を、限界集落や消滅集落へ建設をしてはいかがかということでございますが、若者定住促進住宅につきましては、日岐宮の上団地に12棟、上生坂中村団地に8棟、下生野団地に2棟、上生坂石原団地に今年度建設をしています2棟を含めまして8棟でありまして、合計30棟を建設し、今建設しています石原団地2棟を除き全て入居している状況でございます。現在のところ、若者定住促進住宅の建設につきまして計画はございませんが、現在の入居状況を考えますと、人口減少を抑制するためには有効的な手段だと考えております。

まず、吉澤議員提案の、若者定住促進住宅を村内の限界集落や消滅集落に建設することについてでございますが、空き家バンクを通しての入居状況を見ますと、山間の住宅を希望される方が

多く見られますので、今後、若者定住促進住宅建設の候補地の一つとして検討してみればと考えております。また建設をするための宅地を無償で提供してもらい、若者定住促進住宅を、村内の限界集落や消滅集落に建設をして、そこに定住した若者には集落を維持するボランティア活動を実施することを条件に、住宅料金を無料にする提案でございますが、私がかねてから、住宅用地として寄付していただいた用地を住宅地として整備し、定住希望者に安価で提供して定住人口を増やせないか、担当部署に依頼して検討をしてきた経過がございます。

しかし、住宅用地として整備をするには事業費を要し、その事業費についての財源に対し補助金や有利な起債がないか調査をしてまいりましたが、現在のところ、補助金も有利な起債もない状況でございます。

しかし、人口が減少して生活環境や農地を維持管理できなくなった地区を再生していくためには良い策だと考えますので、吉澤議員から提案いただいた内容と、私がかねてより考えておりました内容をあわせて検討していきたいと考えております。以上答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今のお答えに再度質問をいたします。

村長のお答えは私が考えてるように賛同をいただきましたので、さらに可能にするためにはこうしたらいじゃないかという提案がございますので、提案をいたしたいと思います。

限界集落や消滅集落に若者定住住宅を建てて、移入者に常会に加入してボランティア活動をしていただくことを提案したわけですが、前にも副村長への再質問にあったように、村の空き家バンクでは利用者が誓約書で、自治会に加入し、自治活動をすることが決まっていますので、移入者もそれなりの奉仕活動をすると思いますが、今、他の村内のいろいろな部落で、民間の不動産者等が斡旋で移入した人は、自治会に加入することは自由で村内の人口は増加しますが、ゴミの放棄だとか先ほど申し上げましたように、負の部分が生活環境に出てしまっているというのが大きな問題でございます。それらのことから考えて限界集落や消滅集落に住宅を建ててく目的を、人口を増加することから集落の維持拡大する地域振興に変更して、移入者に住宅の無償化等を思い切って援助をし、その反面、強く自治会に加入し、自治活動を行うことを誓約したらと思います。

この住宅は限界集落や消滅集落には多数そんなに5件とか6件とか必要でもありませんし、消滅集落や限界集落で、その場を離れた人の後の宅地は、そのままの形で残っておりますので、しごく宅地を造成するにはお金はかからない。さらにその集落の周囲には柿や栗、それから山菜と非常に恵まれた生活環境がございますので、それを魅力の一つとしてあげて、そこへ若者たちを呼び込むことをしたら良いではないか。さらに先ほど申し上げました、副村長のやってる特定づくり組合とのコラボを考えて呼び込むことをしたらどうかと考えます。またその原資についてはですね、村の状況を考えて非常に難しいわけですが、1年でやるということではなくて、何年か基金等、普通会計のお金を貯めといてやるとか、それから「いくさか」応援基金を利用するとか、それから基金を利用するというようなことを考えて、ぜひその道を考えてやってほしいと思いますが、村長はいかがお考えになりますかお聞きをしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

限界集落、消滅集落に若者定住促進住宅の建設についてさらに再質問を頂戴をいたしました。確かに集落の維持、また拡大には若い世帯の方が移住されて住まれて、自治活動を一生懸命やっ

ていただくということは本当にありがたいことでございます。私の小舟常会でも3件ですね、移住されてきてまして、3件ともしっかりと自治活動、おてんま活動をしていただき作業の方がはかどっているという現状もございます。

宅地も空き家がなければいいんですが、古い老朽空き家ですと、それをまず解体をしなければいけないという事業費もかかってきます。私もそれを考えましてどうにか村で空き家を解体しその宅地を無償で希望者に譲れないかというようなお話をさせていただきましたが、権利の関係で難しい点もあるようでございますが、特定地域づくり事業協同組合の発展も考えながら、また地元のその地域の柿や栗、山菜、自然がいっぱいございます。そういうものを生かしながら若者定住促進住宅がそういう集落で建設できないか、また皆さんと検討させていただきながら、財源についても基金、ふるさと納税、また補助事業も考えていきたいと思っております。検討させていただきたいと思っております。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 以上で私の一般質問を終わりますが、この質問に際して長年議員をやった村に住んでいまして感じたことは、ボランティア活動をすることは大変に苦勞ではございますが、村や村民に対して感謝の気持ちで物事はやらなきゃいけない。私も若いときには村に厄介にもならないし言うことは言うというような性を持っていたわけではございますが、そうではなて、我々私達の人生大半はですね、村に厄介になって、いろんなことをやってきたと、その気持ちで、感謝の気持ちではおります。そのことを考えて今度も村をよくするためにはどうするかということを考えて、皆さんにも提案をしていきたい。私の本心でございます。以上で私の質問を終わります。

○議長(太田譲君) ここで、換気のため休憩を挟みます。

再開は11時とします。

休憩	午前	11時47分
----	----	--------

再開	午前	11時00分
----	----	--------

○議長(太田譲君) 再開します。次に7番平田議員

○7番(平田勝章君) はい。議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

初めに、当村に植えられている桜の木の現状について質問をいたします。桜の木や梅の木は日本人誰しもが馴染みの花であり、誰もが春を感じる花です。しかし、この桜の木の梅の木などに近年異変が起きております。主なものとして生坂中学校グラウンドの桜の木は昭和34年頃、新校舎グラウンドの建設が行われそのときの卒業生によって植えられたものであります。既に63年ほどが経っております。この間も、その卒業生から今記念樹が今切られてしまったというような

よっと寂しい話をしておりました。この木の現状は白い菌類で一面に追われて苔も確認できますし、やまなみ荘横の総合グラウンドは昭和59年から昭和60年代に作られ、しばらく経ってから桜の木が植えられましたが、この桜の木も同様に苔が生えていて弱った状態です。また万平の並木通りの桜の木も同じ状態であります。さらに高津屋森林公園に行く途中の梅の木も、真っ白に苔が生え木が弱っていることが確認できます。先ほど説明した中学校総合グラウンド、万平の並木の3ヶ所には新たな桜の木が植えられておりますが、周りに苔などが付着した木があることでうつることが書かれておりました。

そこで生坂村村内の公施設にある桜の木の現状と対策について質問いたします。一つとして、木の健康状態が悪く環境的に悪いと思うが、管理者としてどう感じるかについて質問をいたします。要は何とかしたいということで、したいなというのが私の考えです。これで1回目の質問は終わります。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番平田勝章議員の質問にお答えします。

公の施設内にある桜の木の管理についてご質問をいただきました。議員ご指摘のとおり教育委員会が管理している施設では小学校や中学校、保育園、児童館、生涯学習施設、総合運動場など多くの施設で桜の木などが植えられております。先の令和4年第3回臨時議会で、生坂小学校および生坂中学校の敷地にある樹木について支障木の伐採や枝払い作業に係る補正予算をお認めいただいたところでありますが、伐採等の作業につきましてはこの12月中旬までに完了する予定で、準備や調整を実施しております。公の施設の桜などの植樹や管理方法等について教育委員会では明確な基準を設けておりませんが、良好な景観の維持の他、脱炭素社会の構築に向けた二酸化炭素の吸収の観点からも植樹や樹木の管理は大切なことであると考えております。

議員ご指摘のとおり枯れている桜の木などの樹木を放置しておくことは、良好な景観の維持の観点から、好ましくないとともに枯れた樹木の枝が落下したり樹木が倒れることで予期せぬ事故に繋がる可能性もあるなど、安全性の観点からも好ましいものではないと考えております。

以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。再質問ですけども、伊那市の高遠公園の桜は非常に有名です。どのように桜を守っているかについて市役所の振興課に電話して教えてもらい、振興公社があってその中で桜を守る専門の桜守という方がおるというわけで、その人が西村さんという方で、その西村さんから直接電話をいただいていろいろお話を聞かせていただきました。要は生坂村はですね、ああいう苔が生えるっていうのは非常に環境がいいということらしいんです。だからああいうものができるということなんですが、ただ風の流れが悪いということで、稲で言えば、いもち病になったりそういうことはあるんですけども、要は風の流れが悪いっていうことで苔が発生する原因のようです。

苔類や藻類を地衣類と言われて桜の木や梅の木にも同様の苔類や藻類がついているところも見たことがあると思います。苔自体は木に影響しないんですけども苔は水分を含むので腐朽菌が繁殖しやすい。これが桜を枯らす原因のようであります。そこで消毒をしてですね、この木の寿命を延ばして環境を良くしてほしいと思うんですが、それについてのそのお考えについて教育長の考えを聞きたいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番平田勝章議員の質問にお答えいたします。

樹木の寿命を延ばすための消毒の実施についてご質問いただきました。

議員ご指摘のとおり地衣類は菌類と藻類が共生している生物で、桜などの木につくものはウメノキゴケなどと呼ばれております。地衣類の着生が樹木に及ぼす影響については、着生した樹木から直接養分を吸収していないので無害とされている場合や、小枝の成長を妨げているので有害とされている場合もあるようですが、白い地衣類が幹などに付着しますと、美観を損ねることにも繋がります。

樹木の管理につきましては、各施設の担当者が適宜目視等により確認をしておりますが、樹勢が明らかに弱くなっている樹木や、人の目に付きやすい箇所にある樹木に地衣類がついている場合など必要に応じて樹木医など専門家のアドバイスもいただきながら、どのような対処方法が有効なのか、議員ご提案の消毒なども含め研究してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。桜の木も梅の木もそうなんですけども、今村としてはああいう現象が起きて、いろいろ悩んではいたと思うんですが、どういうことをすればいいかってことがなかなかわからなかったと思うんですけども、その中で先の桜守の方の話ですと要は対策としてはですね、2月か3月頃、水溶、粒溶剤またはZボルドー水和剤の500倍の希釈剤でやるのがいいと。それから今、中学校の桜の木も切ってそのままなんですけども、切り口にはですね、やっぱり農業やってる人は知ってると思うんですが、果樹をやったりする人は知っていると思うんですけども。いわゆるトップジンMを、白いものなんですけどそれを塗ることで木が雨などで腐ることが予防でできるということでした。ちなみに福島県の会津若松の若松城の公園のところではトップジンの代わりに筆で使う墨がありますよね。それを何か塗ってるそうなんです。それもまた中にかわが入ってるので、なんかいいということで使ってるようなんです。

要はですね、できればここで先ほどの話では研究をしたいということなんですけども、できればいわゆる水溶硫黄剤ですかね、これJAのイオウフロアブルっていう白いのがあるんですけども乳剤ですね、あるいはZボルドー銅水和剤、そういうものをやったりあるいはトップジンを塗ることで木の寿命を延ばしたりああいうものが少しでも減ると思うんですけども、それは1回で終わるものではないと思うんですけども、そういうところからやっていただきたいなと思います。これについては、生坂の場合ですと桜守がいないものですから、シルバーの人材とかね、そういう人をお願いするのがいいかなと思います。また中学校のところは私も動噴がありますので、言っていただければ材料だけね、買ってもらえればお手伝いしますので、一緒に、対策をしたいなと思います。

そのことで何て言うんですかね、そういうことですので今実際にやっていただけるかどうか、もう一度、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番平田勝章議員の質問にお答えします。

樹木の寿命を延ばすために消毒の実施について再度質問いただきました。現在中学校の木、例えばですけど中学校の木につきましてはそういった消毒などの作業等は実施はしておりません。中学校の施設の管理者、担当者がですね、適宜目視等に確認をしておりますが、やはりあの木の状態があまり芳しくなければ、議員ご指摘の方法等も研究の方をしてみたいと思っております。ちょっとどの方法をやれば木にとって良いのかというのも、ちょっと我々教育委員会の人間も木の専門家ではございませんので、また樹木医さんと専門家のアドバイスもいただきながら、どのような形が良いかっていうのを研究してみたいと思っております。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほども言いましたように、中学校の木は昭和34年度の卒業生、私より3歳上の人たちが植えたということで、彼らから見たらやっぱり記念樹なものですから、それがやっぱり切られるのはやっぱりなんか切ないみたいなんですけども、そうかって今現状ではね、カビが生えたりして木が弱ったりして先ほど教育長言われたように、一部が枯れてね、落っこったりしてます。あの状態ですと非常に危険だということですね、ああいう具合に木を枝を払ったりすることがやむを得ないと思うんですけども。そういうようなことで、本当よく東京の上野なんかも非常に専門のね、桜の専門の管理する人がいたりするものですから、結構綺麗な桜になっておりますし、そういうことがね、生坂の場合は逆に環境がいいということで、なんとなくカビの発生率も高いみたいなんですけども。そういうなとこから何とかしたいなっているのがあります。

次の質問なんですけども桜の木が枯れてですね、消毒施しても再生ができない場合もあります。その場合にはモミジなどに樹種変換をしてですね、環境改善をすることはどうかについて質問したいと思います。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） 7番平田勝章議員の質問にお答えします。

木の再生ができない場合の樹種変換の考えについてご質問いただきました。樹木につきましてはまずは先ほど議員さんからご提案ありまして、消毒など適切な管理が必要であります。議員ご指摘のとおり消毒などの処置を行っても、枯れてしまったり樹勢が回復できない樹木も少なくないと思われます。植樹をする木の種類につきましては、明確な基準は設けておりませんが、景観への配慮や周りの木との釣り合い、植樹する場所の環境、気候とか土壌など、また近隣住民の思いなども重要な要素ではないかと考えております。

次は、あの桜でありますとか松の木を好むということで様々な場所で、桜や松の木を植樹してきましたが、適切な管理を行った上で木の平均的な寿命よりも早く枯れてしまう場合は専門家などとも相談しながら植樹する際には議員ご提案のモミジなども含め、どのような樹木が良いのか研究する必要があると考えます。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。なんでモミジがっていうとですね、最近村長のブログの中でも写真を見たりしていると、まず山清路のあの辺もですね、今この時期ですと生坂はモミジはなくて、どっちかという黄色い葉っぱが多いんですよ。あの辺にもう少しあの赤のですねモミジ類カエデでいいですかね、そういうのをやると村長の撮った写真がもうちょっと映えるじゃないかな

っていうふうにもいつも思ってます。また周りの桜がですね、自然に最近生えてきてるんですけども、結構ヤマザクラが増えてます。春はこれでもうちちょっとヤマザクラが増えたりすると、生坂村のね、村内入ったときにもうぱっとそういう桜綺麗だなんていうことが、思い浮かぶようになるりますし、また秋にはですね、もっと何とかしてねモミジを増やしていただければ、秋にはもうちょっと赤いものの山がもうちょっと映えると思うんですよね。これはいや5年や10年でなかなかやっていけるもんじゃないもんですから、特定の有名なところでも、京都のモミジなんか有名ですね。ああいうところは、もう江戸時代とかそういうところからずっとやってきての話です。だから一つの景観を良くするにも悪くするにもそういう長い目をつけてやってきていると思うんですよね。

村長もこれから第5期に向けてやってくと言われておりますので、村長、50年後に何か残せるようなまあ、植えるようなこともね一つぜひ考えていただきたいと思います。要は生坂村をですね、自然環境が良いとされておりますけども、春はヤマザクラが自然と生えております。桜の名所になる日も近いかもしれませんけれども、秋の山々は黄色の葉の紅葉であり赤の葉のカエデやモミジなどが増えると一層鮮やかになると思います。また秋に散る葉っぱも実際には葉っぱがね片付けが大変だということになるんですけれども、これは桜もモミジも一緒だと思いますのでそのかわりないと思うんです、できれば春夏と2度楽しめりゃ楽しめればと思いますのでぜひ一考していただきたいと思います。で、次の質問にいきます。

今家庭にある火災報知器の現状についてですが、2006年の消防法改正に伴い、火災報知器は全国の新築中古問わず全ての住宅に設置することが義務づけられました。設置が義務付けられているのは寝室や階段、その他について自治体は独自の条例により台所や居間にも設置義務を定めているようです。2022年、今年の8月30日に消防法および各地方団体の定める火災予防条例により全ての住宅に住宅用防火機器、いわゆる火災報知器の設置およびその維持が義務付けられているとあります。当村では、平成20年度に村内の平成18年6月以降に建築された新築住宅に除く全ての住宅に対し、住宅用火災報知器を1基ずつ配布されました。そして現在14年ほどたっております。この火災報知機の耐用年数は10年とされているのが大半です。そして現状の管理内容については、何もしておらず紐を引っ張って、バッテリーの有無を確認し、「火事です。火事です」の音すら確認していないのが現状ではないでしょうか。

そこで第1の質問なんですが、火災報知機が設置されたまま5年以上経つが、消防法には抵触しないのか、について質問いたしております。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番平田議員の住宅の火災報知器の管理についてのご質問で、5年以上経つ火災警報器は消防法に抵触しないのかというお尋ねでございます。

住宅用火災警報器の設置につきましては議員が言われるように、平成18年6月1日に消防法の改正があり、住宅用防火機器を設置し維持することが規定され、設置および維持の基準につきましては、松本広域連合火災予防条例で規定がされております。この法改正で新築住宅は平成18年6月以降に設置が義務化され、それまでの既存住宅への設置も平成21年6月以降義務化されたことから、村では平成20年度に村内の平成18年6月以降に建築された新築住宅を除く、全ての住宅に対し、住宅用火災警報器を1個ずつ配布したところでございます。住宅用火災警報器の設置および維持につきましては、住宅の所有者等関係者に義務化されておりますが、罰則まで規定されているものではございません。

しかし、住宅用火災警報器は10年を目安に交換を検討することも念頭に、日常の点検による電池切れや故障の確認などを行っていただき、万が一に備えていただくことが必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。この火災報知器の今現状についてですね、知りたくて明科消防署それから渚のですね松本広域消防署へ今このことについて確かめたんですけども、どうもその生坂だけではなくて、どこの自治体の方も意外と忘れられているような状況です。ですのでこれについて今消防署でどんなことを管理されてますかっていう確認したらですね、そういう確認することは消防署の範囲ではないと、それは実際の仕事ですって言われました。ですから消防署としてはですね、いわゆる火災予防週間のときに確認をしてくださってということを各自治体に言って、お願いをしているっていうことでしたが、そのことについては、総務課長はそういうようなことは言われていますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 火災警報器に対する村の周知についてのお尋ねかと思えます。

消防署の方からは、そうした要請等もあろうかと思いますが、消防署では、毎月出しております広報いくさかの防災アドバイスを消防署で半ページほど掲載をさせていただいております。今年に入ってからだけでも、4回その広報いくさかの防災アドバイスに、消防用、火災警報器、家庭用の火災警報器の点検ですとか設置、それから電池切れ等の確認をしてほしいという掲載がされております。今年に入ってからでも4回掲載されております。そういったことも含めまして、住民の皆様には周知をしていただいているということで、村の方、特段、これまでもしてはございませんがそういったことで、理解をしております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。そうですね。村の、つい最近ですけども、村の広報では、こういうこと一言言ったような気はしております。ただ大概の人は聞いて右から左へただ流してるだけで全く大事なことだということが何か忘れていているような気がします。一つはですね、若者のいる一般家庭だと、注意したりすることもできますが高齢者特に1人で生活しているところは私には何もできないわっていう話があるのでそれで済んじゃうような気がします。

そこで次の質問なんですけども、若者が同居している一般の家庭ではそれぞれ個人が確認をしていただければ良いと思いますが、高齢者の家庭では確認が難しいと思います。消防団員や民生委員の皆さんに各家庭の火災報知器を確認するような行為はできないでしょうか。について質問したいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 各家庭の火災報知器の確認作業についてのお尋ねかと思えます。

各家庭に設置されております住宅用火災警報器の確認につきましては、各家庭の方が実際に行っていただくことが一番であります。各家庭の方からの要望も含めそうしたことに対するそれぞれのご家庭からの理解了解が得られることであるならば、可能かと思えます。確認をする側か

ら見れば、動作の確認のみであればそれほどの負担とは考えられませんので、消防団や民生委員、あるいは高齢者の見守りを行っているいくさか大好き隊員も含め確認作業の行為はできるものと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。今こういう時代なものですから、結構オレオレ詐欺だとか、あるいはコロナによってなかなか家へ一件一件入ること自体が、なかなか難しい場面もあると思います。それから若い人たちと一緒に生活してるところでも、じゃあ見てくれって言ってもなかなかやっていると少くないと思うんですし、じゃあどうやって徹底したらいいかっていうことも一つの課題になると思うんです。ちょっと私もやってみると、紐を引っ張ると、先ほど言ったように「火事です。火事です」となんか家族が慌てて止めに入るもんで、何か1個1個ね確認できないんですけども。今、実際には何かそんなようなことが多いと思うんですよね。あるいはこんな1人のときも家族がいる場合も1個で多分1個じゃないものですから、多分5個とか6個とかある家もあるもんですからね。それ1個1個じゃどういう状態なのかっていうのはまだ確認するのは難しいと思うんですよね。一つは全然鳴らなかったりとか、あるいは鳴る場合もあるだろうし、耐用年数10年でも使えるものもあれば、逆に使えないものも出てきます。そういうのを一つ一つ、意外と時間もかかったりするもんですからね、そういうようなこともあると思います。

そこでちょっと質問なんですけども。耐用年数が基本的には10年です。10年で全部壊れるわけではありませので動作確認は必要だと思いますけども、このことについて消防団や消防団員の団員さんや民生委員、あるいは高齢者見守りを見守っていくいくさか大好き隊員も含め、ということでしたけれども先ほども質問したように設置したままで何もしていないのが現状ですので、点検の実施をお願いしたいと思います。これについてはですね、いつまでにやっていただければ今もう14年経ってますので。これについてできれば今年度、あるいは来年早々とかっていうのはそういう期限を区切ってやっていただけることは可能でしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 各家庭にあります住宅用火災警報器の確認作業、の時期、期限についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり高齢者のみの世帯の場合にはなかなか点検ができない、また顔見知りであったりですとかね、身分がはっきりしている方でないとなかなか今いろんな問題もありますので、そういったこと方々にやっていただくということは非常に大切かと思えます。その上で実際に点検を行うとなりますと、村民の皆さんへの周知ですとか、いつ行くのかとか、いろんな各家庭それから誰が行くのか、そういった調整が必要になりますので、またその辺調整をいたしまして、早くできるようなことであれば、早くやりたいですし、その辺の調整、また検討させていただきたいと思えます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員

○7番（平田勝章君） はい。最近テレビを見てですね、近年とか最近ですね、結構火事が多いんです。その中で亡くなった方も、結構多いですね。このことが松本広域の中も多いですし、そういうこともかけて松本広域の方に火災報知器の、燃えた火事のところで確認はされておりますかって聞いたら、いや、それは確認はしているっていうような話がありました。それでですね

今の現状ですと、あまりもう10年以上経って14年経つてると、その中で火災報知器がないっていうと前の全く義務化された中では、全然意味がないじゃないかと、そういうようなことから、できれば早め早めにですね、確認なり何かして欲しいなっていうのは私で願いであります。

そういうことで今、次の質問にしたいと思えますけども、多くの火災報知機の耐用年数は10年と言われておりますけども、それを過ぎると新品に交換した方が良いと言われております。このことについても、松本広域の消防署の方は、やっぱり耐用年数過ぎれば替えた方がいいですよと。いろいろ電池だけでは、また違うところも傷んでいるということで替えた方がいいですよ、と言われました。このように前回のように各家庭に1個以上を支給する考えはないかということで、今度村長にお聞きしたいと思えます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは7番平田議員の質問にお答えをいたします。

火災警報器を各家庭に1個以上支給をする考えについてでございますが、前回の火災警報器の各家庭への支給につきましては、総務課長が答弁したとおり、平成18年の消防法の改正によりまして、設置が義務付けられましたのでその設置義務の周知を兼ねまして平成20年度に長野県の地域発元気づくり支援金を財源にしまして、住宅用火災警報器購入事業として事業費181万1000円で、村内の750戸に配布をしてございます。そのときに支給をしました火災警報器は先ほど来からお話がありますように、14年ほど経過をしており、各家庭における更新や新築およびリフォームのときに設置をしている家庭もありますので、火災警報器の更新の啓発と動作確認を調整するということでございますので、動作確認をする調整、また設置状況等調査をしまして至急の可否などを検討するように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。再質問したいと思います。前回は県の元気づくり支援金でやったということですけども、この間ですね村長のブログの中でちょっとこういうこと書いてありました。要は再度村長に質問ですけれども、令和4年の11月17日の全国町村長大会で村長のブログの中で国は令和4年度の補正予算は29兆1000億円であり、地方交付税5000億円の増額をした上で7500億円の地方臨時交付金が支給されこのお金の使い道はそれぞれの自治体の皆さんが地域の事情に応じて、国土強靱化に使っていただいても物価対策に使っていただいても、さらには農村農山漁村の振興に使っていただいても地方から脱炭素対策を進めていただくなどの地域の事情に応じて創意工夫をしてお使いいただきたい、と書かれておりましたので、場合によっては財源の確保のことについても、前回は地域づくりでしたけども、こういうようなところから何か使えないものかということで今回の臨時交付金では、これを使ってですね今年度中もしくは来年度の予算に組み込んでいただく、前回は1台だったんですけども、1台ではなく2台、3台というような事で、購入することは可能か、について再度村長にお聞きしたいと思えます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、7番平田議員の質問にお答えをいたします。

地方交付税5000億円分が今年度交付になるということは昨日の冒頭のご挨拶で申し上げました。こちらの方は地方交付税ですので用途は相当広範囲にございます。11月17日の全国町村長大会でその中で茂木自由民主党幹事長が祝辞で述べられたことでございまして、その7500億円分の

地方創生臨時交付金の方もその用途は広いということのご挨拶でございました。当村も2200万円ほどの地方交付税が増額になるということでございますし、そういうものを村民の皆さんのために活用することは、やぶさかではございませんので今後検討させていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい、ありがとうございました。可能性が何かあるような気がします。次の質問ですけども現在取り付けられている

火災報知器は10年をめぐりに交換する交換となれば古いものは廃棄処分となります。充電型の電池の廃棄やその他の部品の廃棄については、燃えるゴミとして廃棄するのが、するのか疑問です。そこで廃棄された場合の火災報知器の廃棄処分は村として一括処分する考えはあるでしょうか、について質問したいと思います。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） それでは、7番平田議員の廃棄された火災報知器の廃棄処分は、村として一括処分処分する考えはないでしょうか、についてお答えいたします。

はじめに火災用、失礼しました家庭用火災警報器の現在の処分方法についてご説明いたします。乾電池式の場合、火災警報器本体から内蔵されている電池を取り外し、警報器本体は金属類として、燃えないゴミ指定袋に入れて、指定日に集積所へ出し、電池は電池本体部分両端とコネクタ部分に絶縁テープを貼り付け、村内に設置してあります乾電池回収箱へ入れていただきまして、処分していただくようお願いしたいと思います。また住宅用火災警報器が電池式でない場合は電気工事の必要があると思われますので、電気工事会社や家電量販店などに問い合わせることが望ましいかと思えます。

ご高齢のご家庭もあり、警報器の取り外しや本体の解体方法がわからない方もいらっしゃると思いますので、議員の質問にあります一括処分も含め、今後どのように回収すればよいのか、また処分方法について研究してまいりたいと思います。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい、もうちょっと具体的に言いますとですね、いわゆる先ほど今住民課長は、指定の燃えるゴミかな、その指定ゴミの中に入れるって話なんですけども、青い袋に入れても何か持てないもあるんですよ、実際には。なぜかという、中には外のケースがプラスチック、で中の基盤はどっちかっていうとパソコンなんかのああいう電子類の基盤、それから電池の部分と簡単に言えば三つに分かれるんですよ。ですから、ばらしてプラスチックのはもう燃えるとかっていうふうに出せば、できるんですけどちゃんと持ってくるんですけども。穂高広域での、場合によってはなんか結構持ていかない場合もあるんですよ。その場合はまず穂高広域に確認してどうということ持ていかないとって聞く場合もあるんですけどね。そういうようなこともありますのでその辺も含めてね、もう1回実際にやる、やる場合はその辺も含めてちょっと研究して実際にあれが問題がないようにしてほしいというのがあります。

そして取り外しはいわゆる一般家庭は別としても高齢者の家庭では消防団員さんや民生委員の者、また高齢者見守り隊、いくさか大好き体も含めて、そういうことで取り外しも天井のところに付いてますので、どういう具合にしたらいいのかっていうのを研究をお願いしたいと思います。

家庭用の火災報知器の現状は当村以外でも、ほとんどどうも忘れられているようなんですね。松本広域連合や明科消防署でも火災予防週間には報知器の確認をそれぞれの自治体に確認しているようお願いしているっていうのがありました。いずれにしても火災によって命をなくす大きなことなので、村民を守る安心安全のために早急な対策をお願いしたいと思います。

今日ですね桜の木の現状の問題、それから火災報知器の問題で2点を挙げましたけれども、この二つについても、本来ですと村の行政のですね、地域の懇談会とかそういうことで出される話だったと思うんですけども、たまたま私の方にそういう話がありました。ということで問題提起を挙げていただき、今日の一般質問ということになったということです。住民の人に全部に、なんて言いますか影響があるっていうかそういうことで問題ですので、これをぜひ早めに対処していただきたいと思っており、そのことを願って一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。
再開は午後1時とします。

休憩	午前	11時50分
再開	午後	1時00分

○議長（太田譲君） 再開します。
次に1番望月一将議員。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） 1番望月一将です。通告に基づき一般質問を行います。今回は生坂村特定地域づくり事業協同組合について質問をいたします。

当村では自治体が労働者派遣をおこなうことができる特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、令和3年度より生坂村特定地域づくり事業協同組合が指導しています。これはいわゆる当村が運営する人材派遣組合であり、村内の複数事業者の仕事を組み合わせ、定年まで安心して働ける通年の雇用環境を創出するものです。この取り組みは今後の当村にとっても有益なものとは私は考えます。そこで今回は先ほどの吉澤議員の一般質問の内容とも重複する部分がありますが、同組合の今後の在り方について4点質問をいたします。

まず1点目。現在の組合の状況について副村長にお伺いいたします。組合の職員数、事業者数とその反応などありましたらお願いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、1番望月議員の質問にお答えをいたします。

現在の生坂村特定地域づくり事業協同組合の状況でございます。当組合は地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき昨年8月3日に長野県知事から認可をいただき、長野県労働局に事業開始の届け出を提出して長野県で一番に設立した組合として事業を開始しました。組合員につきましては、当初4組合員でスタートいたしましたが、今年度

2組員が加わり、現在6組員となっております。職員については、昨年の12月に1名を採用して、今年の5月に1名を採用し、現在は2名となっております。答弁は以上です。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。それではいただいた答弁をもとに二つ目の質問に移ります。生坂村のホームページによると、当村の組合においてはブドウ栽培、農園管理および販売作業、介護施設事業補助作業、建設事業関係事務が組合職員の派遣先となっています。先ほど答弁いただいたように今年度新たに二つの事業者が加わったとのことですが、今後この制度を有効に活用していくためには、さらなる組員となる事業者の確保が必要となります。こちらに関してどのように進めていく予定かお伺いいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 今後の事業者の確保が必要となるが、どのように進めていく予定かという質問についてでございます。

現在の組員は社会福祉協議会、農業公社、建設業者、農業者の4組合で組合を発足し始めましたが、今年度新たに食品加工業者、建設業者が加わりました。職員を派遣する内容は、社会福祉協議会が介護関係事業の補助作業、農業公社では、農業管理および道の駅いくさかの郷での接客対応、建設事業者では、工事関係事務、また農業者では、ブドウ栽培や販売に関する仕事そして食品加工業者では食品加工に関する仕事を行っております。

この事業の制度の定めでは、同じ事業所へは派遣が行われる期間が年間10分の8までと決められており、1年を通して派遣することはできません。また、組員以外の事業所、例えば役場関係などにも1年のうち10分の2までの期間は派遣することができるようになっております。このような制度で定められた内容により、去年の12月に採用した職員や、今年の5月に採用した職員について派遣事業を行ってきた状況や他の事業所の話を聞く中で、今後の派遣先の組員の確保については、農繁期についてはブドウ農家など派遣依頼が多いですが、農閑期については派遣依頼が少なくなっておりますので、農閑期の派遣を希望する事業所を増やしていかなければと考えております。答弁は以上です。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員

○1番（望月一将君） 先ほどの答弁の中で、2名の組合職員の派遣事業を行う中で、農閑期の派遣先の確保が課題の一つであるとありました。こちらに関しては後ほどに関連の提案を含めた質問がございますので、一旦こちらでは置いておきます。

それでは三つ目の質問に移ります。同制度の先進地域として知られている島根県の手取町では、組合の理念やコンセプトをわかりやすく明示し、様々な事業を横断的に渡りながら働くというライフスタイルを全面的に押し出しながら事業者、組合職員の定着と組織の持続性を図っています。この手取町は生坂村とは環境や規模の違いはありますが、国の新しい制度を町なりの解釈により、価値を持たせて事業展開を行っており、このような姿勢は大変重要なことと考えます。そこで、当村の組合において事業者や職員の確保ができた後の運営についてどのように考えているか、お伺いいたします。こちらにつきましては、具体的な目標スケジュール、到達目標などありましたらお答えいただきたいです。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは事業者や職員の確保ができた後の運営についてお答えをいたします。

当村でこの事業を導入した目的は、村内への移住希望者が増加し、移住してきた方の勤め先の新設、村内の事業者の働き手の確保、農家の農繁期の人手不足の解消を目的としてこの事業を導入してきました。この目的を達成していくには、当組合の職員が1年を通しての派遣先を確保していかなければならないと考えております。また1年間の派遣先を作るように組合の理事とも協議を進めているところでございます。そして、組合も事業を開始して1年と数ヶ月が過ぎ、事業内容もだいぶ整ってまいりましたので、職員数や派遣先の事業所を増やしていくと同時に、望月議員ご指摘のように、当組合に多くの方々が募集してくるよう組合の理念、また職員が採用してから、定年に至るまで安心して雇用できる仕組みを作っていくように進めてまいります。期限につきましては、現在の状況を鑑みまして、なるべく早い時期にと考えております。答弁は以上です。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。同制度は全国でも活用事例が少ないため答弁にもありましたように、さらなる協議が必要であるかと思えます。引き続き、組合理事との親密な連携をお願いしたいです。また、私が先ほど先進地域として例に挙げた島根県の海士町においても、事業者や職員の確保には成功しているものの、同制度を十分に活用できていないといった印象を受けます。冒頭の副村長の答弁の中にもありましたように、生坂村はこの制度を、長野県下で最初に認可をいただき、事業を開始していますので、他の自治体の先頭に行くような事業展開を期待します。

それでは最後の質問に移ります。これまで三つの質問をさせていただきましたが、やはり組合職員を募り村内の既存産業への派遣を行うだけでは、良い循環にはなかなか結びついていないと考えます。そこで同制度を活用して生坂村を支える企業、団体、組合などを新たに創設し、村が抱える課題を解決していくようなシステムを構築することが可能かどうか伺います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、同制度を活用して生坂村を支える企業、団体、組合なども含め、を作る、を創設し、村が抱える課題を解決していくようなシステムを構築することが可能か、についてでございます。

同組合に加入できる事業者は、村内で事業を行っている1次産業の農業者、林業者、漁業者と、また2次産業の食品加工業者、製材業者、建設業者、製造業者など。そして三次産業では介護事業者、運送事業者、小売事業者とこの他としては、農業、失礼しました公益財団法人や社会福祉法人、また一般財団法人等などとなっていますので、村内の課題に対応するシステムを構築していくについては、村が抱えている課題に対応できる事業者ができて、当組合に加入していたければ、そこに職員を派遣することは可能と考えます。以上答弁といたします。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。答弁の中で同組合に加入できる事業者の条件を挙げていただきました。当村では事業開始から1年余りで民間企業から農業者、食品加工業者、建設業者が複数加入しているということです。今後加入条件を満たしている村内業者にさらなる周知を図って、組合員となる事業者の確保を進めていただきたいと思います。

ここではもう少し公的な面から、村内課題を解決させるための、同組合の活用方法について2点ほど提案をさせていただきます。

まず1点目の提案ですが、社会福祉協議会が行っている有償運送サービスを活用した地域の足の確保です。こちらにつきましては、9月の一般質問において、2名の議員から提案がありました。村内バスの運行において、運営管理や財政面で様々な課題がある中で、社会福祉協議会が行う有償運送サービスの拡充は、私も必要であると考えております。生坂村の特定地域づくり事業協同組合には社会福祉協議会も加盟しておりますので、上手にこの制度を使えば当村にとって有益な結果が得られると考えますがいかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは一般質問等であった提案の有償サービスなどの構築について、同事業の有効活用ということで質問がありました。このことについてお答えをさせていただきます。

当組合の組合員になった事業主が行っている事業について、事業主は1時間当たり910円の使用料を支払っていただき、職員を一定期間派遣することになりますので、事業経営上、人件費を抑えることができ、効率よく事業が展開できるのではないのでしょうか。また、村としましても、この事業の3分の1が国からの補助金、3分の1が特別交付税で算入され、残りの3分の1も過疎債を充当することができますので、財政負担も少ないため先ほど申し上げました望月委員の提案の様々な事業を行っていく上で、村の抱えている課題、午前中の質問でありました吉澤議員の限界集落の対応等についてもそうでございますが、そのような様々な課題を解決していく一つの方策となると考えますので、当組合の代表理事として、また今の立場の副村長としてあわせて検討をしていきたいと考えております。答弁は以上であります。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。同組合を活用した有償運送サービスの拡充について、前向きな答弁をいただいたかと思います。先ほど副村長の答弁で、言っておられましたが、社会福祉協議会との連携については、有償運送サービスの他にも、制度活用が可能な事業がまだまだあるのかなと考えます。なので村民の方々の意見等も踏まえながら、ぜひとも進めていただきたいと願います。

二つ目の提案ですが、二つ目は農業公社と連携をした新しい名産品や特産品開発による農業産業振興についてです。こちらは先ほど答弁の中にありました農閑期の派遣先の確保という課題にも多少関わってくるのかなと思います。ブドウはもちろんのこと、現在公社で行っている有機の自然農法による農産物を活用した特産品の開発であれば、工夫次第で農閑期に集中的に開発等を行うことも可能ではないのでしょうか。組合の中で村独自の特産品開発に意欲のある人材を、村内外から募ることにより、これまでに生まれてこなかった新しいアイデアを持った特産品が生まれてくるのではないかと考えます。商品開発には時間がかかります。この組合制度には就業期間等の制約があり実現には厳しい面もあるかと思いますが、こちらも先ほどの社協との社協と同様

に、農業公社と連携を図って、制度の捉え方などを工夫しながら進めていくことに価値は十分あるかなと考えますが、いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問の、農業公社で特産品開発を行い、その仕事についての職員の派遣でございます。

生坂村農業公社も当組合の組合員となっております。理事会等を行うために出てきていただいて今後の農閑期の仕事ということはもう常に各組合の中で話をしています。確かに今後、特産品の開発また新しい商品の開発を行っていくことは私も必要だと認識をしております。それについてやっぱり新しい感覚の職員がこの組合に当組合に入っていいただければ、また可能性もいろんな面で開けてくるのではないかなというふうに感じています。

しかしその職員を募集して集めて職員を増やしていくには、やっぱり当組合の骨格がしっかりとできていなければいけませんし、職員に対しての一生を預かるわけですから、その辺の中もしつかりと整えていかなければいけないんじゃないかなということを感じております。今、望月委員おっしゃられたようなことは、やっぱりこれから生坂村にとって新しい感覚を持った方々の村づくりへの協力ということは、どうしても必要だと考えております。望月議員も若い感覚の中でまたいろんな提案をしていただきながら、私どももそれに対して一緒に考えさせていただいて対応させていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員

○1番（望月一将君） ありがとうございます。制度上様々な制約があったり、その雇い上げた職員の一生背負うというような責任という部分で、先ほどの答弁理解できます。ただ人材派遣組合といったその機能を、最大限に活用するとなると、やはりその内外の意欲のある方を募ることが、一番重要なことは私と考えますので、先ほど質問の中でも提案させていただいた、海士町ですね、のホームページなどございますので、もし時間のある時にご覧なっていたきたいんですが、わかりやすく何て言うんすかね1年間のモデルというか、そういったものを提示して体験談等を含めてかなり魅力的な感じで周知を行っておりますので、そういったところも組合理事の方としっかりと協議をしていただきたいなと考えます。制度上の制約で実現なかなか難しいかもしれませんが、私の提案の他にも、農業公社の機能を生かした、制度の活用方法はまだまだたくさんあると考えますので、こちらも組合理事の中でしっかりと協議をしていただくことを期待します。

一応最後になるんですけども、生坂村のような小さな自治体においては、この特定地域づくり事業協同組合制度を十分に使いこなせる民間の事業者は、少ないという実情はあります。しかしながら、社協や農業公社とうまく連携を図りながら、成功事例を積み上げていくことで、今後新しい事業者や産業が生まれてくる可能性も十分にあるかなと考えます。特に20名余りが今活動しているいくさか大好き隊の卒業後の受け皿ですとか、起業する際の人材確保にも大きな役割が期待できます。さらには、先ほど吉澤議員の一般質問の中でも提案がありました村内の集落維持管理などを行う事業もこういった社協や公社との連携によって、可能になってくるかなとも考えます。ですのでこの組合が単なる人材派遣組合とならないように村の地域課題を解決し社会福祉、社会福祉振興、農産業振興と人材育成の中心として、制度の捉え方とやり方を工夫しながら粘り強く大胆に活用していくことを期待します。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（太田譲君） 次に6番字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番字引文威でございます。通告に基づき、質問をさせていただきます。質問は、1つ目が昭和電工広津発電所導水路吐水池からの消防水利水源取水について。2番が来年2月に行われる任期満了に伴う統一地方選生坂村長選挙について、藤澤村長に5期目の出馬の意向について質問いたします。

まず昭和電工広津発電所導水路吐水池からの消防水利水源取水について質問いたします。令和3年の2月、下ノ田民家火災の後、高津屋森林公園下部にある昭和電工広津発電所導水路吐水池から、消防水利水源を取水できるようになりました。今年も10月16日の防災訓練においては、梶本の犀川河川から連結送水訓練を実施され、消防団員のポンプ運転操作熟練度を上げる訓練などを実施されました。私は令和3年3月定例会一般質問で、昭和電工からの消防水利利用を提言させてもらった経緯がありますので、その利用方法などについて、運用の問題点などを検討してもらいたいと考えておりました。懸念される問題点として、消防活動時に発電所の吐水池への給水管等の設置に伴う作業上の危険です。吐水池は導水路から毎秒11.4tが流入している状況。また、水深もかなり深いものと思われます。万が一、その吐水池に消防団員が転落等の事故に遭遇した場合は非常に厳しいことが考えられます。

また、その際は昭和電工発電所の運転にも緊急停止など大変ご迷惑をかけることとなり、絶対事故を起こさせないとの考えが必要だと思います。この消防水利が利用できるようになったのは、昭和電工様のご厚意であり、当村の中山間地の消防活動に対し、ご理解とご協力をいただき、実現したものと考えております。よって利用させてもらう側の当村としては、安全確実な使用方法をすすめて村民の財産と生命を守る大切な消防施設です。

それでは、昭和電工殿との取水協議が整ってから約1年半以上時間が経過しておりますが、取水方法などの実務確認作業はどう進められてきたのでしょうか。昭和電工様の立会いがないと実施できないとの協議内容があるようですが、高津屋森林公園周辺の山林火災の消防活動に重要な取水施設であります。作業の安全性、緊急時の対応方法などこの場所での事前確認作業が必要と思いますが、総務課長に伺います。昭和電工様からの協議成立から現時点までの村としての対応の経緯について質問いたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 6番字引議員の昭和電工の発電所導水路吐水池からの消防水利の取水についてのお尋ねであります。

使用に係る協議成立から現時点までの対応の経緯についてのお尋ねであります。昭和電工株式会社広津発電所導水路吐水池の消防水利の利用につきましては、議員のご質問の中にありましたとおり、昨年2月の下ノ田地区での住宅火災を受けた字引議員からのご提言があり、村長の指示によりまして、昭和電工と協議を行い、現地を確認した上で、消防法第30条の規定による消防水利として利用可能であると、昭和電工にご理解をいただいたところであります。これが今年の7月であります。協議の中で吐水池に入るゲートの鍵の管理は昭和電工が行うこと、緊急時において消防水利として使用する場合は村担当者、総務課長または消防事務担当者から昭和電工の担当者、担当課長へ直接電話をすること、これにより、昼夜を問わず対応をしていただけるということで確認をしたところであります。その後につきましては、当村での消防水利としての利用の

利便性の向上等について、昭和電工との協議等は行っておりませんので、利用条件につきましては、当初のままとなっているのが現状でございます。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） せっかく同意をいただいて消防施設で利用できる環境になったわけですが、その後の具体的な利用に対する活動がされてなかったというふうな感じに捉えております。消防団の消火活動については防災訓練などで日々、熟練度を高め、いざというときに迷わず安全に、短時間に、目的の行動が取れるようにしなければならないと考えますが、なぜ当施設への連結送水訓練が今まで実施されなかったのか、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 消防訓練が実施されてこなかった理由についてのお尋ねでございます。

消防団による各種訓練は、令和3年度におきましては、年間計画をしていた中継送水訓練が新型コロナウイルスの感染が拡大したため中止され、その後、明科消防署からの申し入れもあり消防署との合同による中継送水訓練を、草尾で実施をしたところであります。今年度の消防団の訓練は中継送水訓練を昭津区で実施をいたしました。本村における消防団活動では中継送水は欠かすことができないもので、中継送水の技術を習得していない団員もいるということから多くの団員にその技術習得が必要であるということから中継送水訓練を実施したところでございます。昭和電工の吐水池を利用した訓練が未実施ということにつきましては、昭和電工が発電のために許可を受けている水利権であり、緊急の場合を除き、利用することは目的外使用ということになりますので、訓練を行うことは難しいということで判断をしたものであります。しかし送水を伴わない現地での手順を確認するような訓練は昭和電工のご理解をいただければ可能かとも考えられますので、今後検討と協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 再質問をさせていただきます。

せっかく消防水利として昭和電工様から了解をいただいた水利を、今まで消防団員の訓練に1年半も経過しているのに実施されなかったのかは、残念ではありません。火災災害はいつ発生するかわかりません。いざというときに早速行動ができるような熟度を上げる訓練を先にやっておくことが防災活動の根幹ではないかと考えます。特にこの水利は通常の河川水と違い、訓練をすることで問題になることも多々発見でき、災害活動時に慌てることなく、消防活動に結びつくことが大切なことと思います。私の考える範囲でも、消防資機材搬入路の未整備、そちらの方に添付資料でつけましたけども、高津屋森林公園に登ってく道路の途中から分岐の口があるんですが、そこから吐水池までのところが取り付け道路のようにつけられると思うんですけども、現在道路としては未整備という形になっております。それから吐水池への吸い込み管設置の際の消防団員の池への転落の危険性なども懸念材料があります。

また、ポンプ操作上の下流域への送水圧管理にも十分理解度を上げた教育も必要かと考えます。これらのことが実際に訓練を通し、問題点の抽出をしておくことが非常に大切と考えます。よって、実際の吐水池の訓練実施を昭和電工様に協議し、円滑に行えるようにすることが必要と考えますが、総務課長のお考えをお伺いします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

様々な状況を判断する中で何らかの訓練をする必要があるのではないかとということでございます。昭和電工の吐水池を消防用水利として有効に活用していく、また活用するためには、安全に配慮した運用に努めなければならないという点につきましては、私も議員と同様の考えがございます。特にあの水量のあの流れの中で、消防団員の安全確保ということは最優先に考えていかなければならないことであります。そうした意味でも、訓練等により特に吐水池周辺での給水作業における実情を知っていくことが必要でありますので、そうしたことについて、昭和電工にもご理解いただけるように努め、取水を通した何らかの訓練等が実施できるよう調整をしていきたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） はい、ありがとうございます。やはり我々人間がやることなんで、数やって練習することがですね、やはり熟度を上げておくことが安全確保にもなりますんで、一つその辺やればできることなんでね、進めていただきたいと思いますし、昭和電工さんの了解をいただいでですね、なるべく早く実施に移せるように進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次にですね、ちょっと提案させていただきたいんですが。

取水管の取り入れ口の設備を先行してつけていきたい。ということをご提案させていただきます。ポンプ等に接続する取水管についてはですね、非常に物自体も重いでしょうし、それを担いで何人かで手分けして運ぶような形のものでございますので、池付近でその管を設置したり固定するという作業をすることは、非常に危険な作業を伴うというふうに私は考えております。それに対してですね、取り入れ口の設備を設けて、消防団員の緊急時の使用が安全確実に実施できるように先に設けておくことを提案します。

連結取り入れ、取水口設置、参照ということでちょっとメモで書きましたけども、このような形ですね、池、上面、いわゆるハイウォーターレベルの付近に取水口を設置して、いわゆる昭和電工さんのフェンスの外側の部分に連結送水取水口みたいな形で設けておいてです。そこにもうポンプをセットすればすぐ給水できると、吸い上げができるというふうな形のを先行で設備されておけば昭和電工さんのお立会いがなくても取水は可能なかな。ただもちろん、この方法が、昭和電工さんの方がご理解いただけないとできないことは確かでございます。

ですからそこら辺の協議も進めていただいて、この設備を設けることによってですね、非常時の対応がですね、非常に事故のない安全な形で短時間にできるというふうな形に設備しておくことが、やはり大事なことなのかなというふうに考えます。これにより昭和電工さんの立ち合いがなくても、消防、消火活動が着手できるようになり、効率的、安全な消火活動、早期に着手できるんだなというふうに考えております。この辺、総務課長のご見解をお伺いしたいと思っております。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。消防用に取水取り入れ口を事前に設けておくことについてのご提案でございます。

本吐水池は昭和電工の発電用の水を送るための施設であります。施設流れる水の利用につきましては、昭和電工の理解が必要になります。そのため利用にあたっては、昭和電工の担当者により解錠をしていただき、行うということをするとしております。議員ご提案の進入路を設け吐水池と連結した取水口、取水口の新設につきましては、そうしたことができれば大変良い案であるというとは思いますが、取水口の工事に当たっては、水を止めることにもなります。そうするとその間の補償も発生することが考えられますし、あれだけの量の水を山の上で受けている、そういった施設でありますので構造上安全に相当の安全に配慮されたものであるということが考えられますので、そこに穴を開けることが許されるのかどうなのかということも課題になります。

しかし、大変有効な水利でありますので、議員ご提案のことも含めまして安全に活用することができないかどうか、昭和電工の施設でありますので、今後、昭和電工と協議を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） ありがとうございます。当然昭和電工さんとの協議と了解が必要ですが、吐水池への取水管の取り付けについてはですね、発電所の運転機能に直接影響を与えるようなことはない、私は、なく設置ができるというふうに考えております。いろいろな方法がありますので、そこら辺は今後、実際に昭和電工さんと協議を進める中でこんな形だったらできるという案を出せばいいのかな、というふうに考えます。それから中山間地の当村のですね、地勢から山間部の消防水利の確保は非常に難しく、この昭和電工様の消防水利水源はここ高津屋森林公園並びに周辺山林への有効な消防水利として考えられます。ぜひ有効な整備として利用できるよう対応を進めていただけるよう提案して、昭和電工広津発電所消防水利取水についての質問は終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、本年9月定例会一般質問にて、来年2月に行われる任期満了に伴う統一地方選生坂村長選挙について藤澤村長に、5期目の出馬の意向についてお伺いいたしました。9月定例会では、村長はまだ出馬について決めていない、今後、支援者、家族と相談し、村長選挙に対する考えをまとめ、本年12月定例会には発表したい、との答弁でございました。今月5日の新聞報道で藤澤村長の出馬の意向が発表されました。つきましては、本定例会において、藤澤村長の5期目に対してのお考えを表明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは6番字引議員の質問にお答えをいたします。

私の5期目の出馬の考えについてということでございますが、字引議員から、9月定例会の一般質問でただされまして、私自身で出馬に関して自問自答を重ね、家族や支援者とも相談をし、多くの村民の皆さんや私が4期16年間で知り合った皆さんからも、5期目の出馬要請を多く頂戴をいたしまして、一部の今議員ご指摘のとおり、新聞報道でもご存知だと思いますが、5期目を目指して出馬をさせていただくことといたしました。

私は4期16年間で、子育て支援事業、福祉の村づくり事業、産業振興事業、地域活性化対策等事業の四つの重点事業を中心に、村民の皆さん、議員各位、関係機関、職員各位など多くの皆さんのご支援、ご理解ご協力を賜りまして、各種事業を実施し、成果も上がってきた施策があると考えております。よって、今後も四つの重点事業を中心に取り組んでまいりたいと考えております。しかし、当村のような中山間地域の大きな課題であります人口減少、少子高齢化の対策のた

めに引き続き、子育て支援、福祉の充実、移住定住対策などを進めていかなければと考えております。

また、今年6月16日に生坂村ゼロカーボンシティ宣言をさせていただき、環境省の脱炭素先行地域づくり事業に申請をするために、現在、脱炭素ロードマップを策定しており、当村がその事業に採択をされますと、ゼロカーボンに向けて積極的に取り組むことになりまして生坂村の経済を活性化させるとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入で産業と雇用を創出し、村民の皆さんの生活の向上と地域のレジリエンスが向上することを目指していきたいと考えております。

次に、行政のデジタル化デジタルトランスフォーメーションに向けましては、今年度からキャッシュレス決済やコンビニ納付が始まり、来年2月からはコンビニ交付を開始し、国の業務システム、国の業務システムの統一標準化では、8月から国民健康保険の業務システムを国の標準化仕様に移行し、マイナンバーカードの交付率は11月末時点で県内9番目の59%となり、全国の交付率と比較をしますと、5.1%上回っております。今後もデジタル化を推進し、村民の皆さんの利便性を高めてまいりたいと考えております。

昨今の気候変動により、全国各地で災害が激甚化、頻発化している現状から、引き続き、防災減災、災害に強い村づくりを推進するために、今年度からの消防団員の処遇改善による団員の確保と資質の向上、自主防災組織との連携、防災士の養成、避難所のWi-Fi環境整備などソフト面と災害の堤防強化、浚渫工事、国道19号山清路防災工事、各地区の砂防堰堤工事、急傾斜地崩壊対策事業なども進めていき、ハードソフト両面から取り組んでまいりたいと考えております。

その他にも簡易水道の老朽化、耐震化、有収率向上の対策、生坂村を小中一貫教育の推進、県営中山間総合整備事業の竣工、利便性を考慮した持続可能な地域公共交通の構築、やまなみ荘の改築事業などについても、議員各位との協議や、運営委員会、プロジェクト会議、定例会等により引き続き定期的に協議し、検討を重ねて課題解決や方向性を見出してまいりたいと考えております。

今後も村政運営の根幹であります生坂村第6次総合計画の将来像「確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村」を目指すために、毎年度、新しい施策や状況の変化などを、ローリングしています生坂村づくり計画を実施計画として、四つの重点事業を中心に、年度ごとにも新しい施策も遂行しながら、安全で安心してゆったり暮らせる生坂村。みんなが元気に暮らせる山紫水明の生坂村。にするために、初心を忘れずに生坂村のために誠心誠意仕事に励んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） はい、ありがとうございました。来年2月の村長選挙にて村民の信託を受けていただき、自立した生坂村の将来を考えると、今まで推進してきた村のビジョンを停滞させることなく安全で安心してゆったり暮らせる生坂村みんなが元気に暮らせる山紫水明の生坂村を目指し、活力を持って前に進めるリーダーが必要と考えます。今後も健康にご留意され、村長選に健闘されることを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。次の本会議は、明日8日木曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。
本日はこれにて散会します。起立。礼。大変ご苦勞様でした。

散会 午後 1時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 8 年 12 月 7 日

議 長

太田 譲

署名議員

藤原 良司

署名議員

望月 典子

令和4年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

3日目（12月8日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 3人
- ・散会

- ・一般質問..... 4 P
 - 藤原良司議員..... 4 P
 - 藤澤幸恵議員..... 12 P
 - 望月典子議員..... 18 P
- ・散会..... 23 P

令和4年第4回 生坂村議会定例会

令和4年12月8日 午前10時 開議

議 事 日 程 【3日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		閉 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君
3番 藤 原 良 司 君
5番 太 田 譲 君
7番 平 田 勝 章 君

2番 藤 澤 幸 恵 君
4番 望 月 典 子 君
6番 宇 引 文 威 君
8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君
教 育 長 上 條 貴 春 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君

振 興 課 長 中 山 茂 也 君
住 民 課 長 真 島 弘 光 君
健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君

書 記 坂 爪 浩 之 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

これより令和4年第4回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会は新型コロナウイルス等感染症予防のためマスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、発言者は飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、6番宇引議員、7番平田議員を指名します。

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。最初に、3番藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 3番、藤原良司です。通告に基づき、一般質問をいたします。

社会福祉協議会の設立と、デイサービスセンターの開設時の事務担当者として、現在、在宅介護の重要度が增大しているので、予算書で見れば介護費用の額は、おおむねわかりますが、行政から住民に具体的数字を知らせるべきと考え質問をいたします。まず最初に、健康福祉課長に3点伺います。

1、村内の在宅介護対象者数とその費用総額および施設介護者数とその費用総額による1人当たりの費用と在宅と施設介護の差額は。

2、高齢者のみの世帯のうち、後期高齢者のみの世帯数は。

3、後期高齢者のみの世帯で、将来在宅介護可能と思われる世帯は何%と試算しているか。

以上、回答をお願いいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） それでは、3番藤原良司議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目のご質問であります村内の在宅介護対象者数と費用総額、施設介護者と費用総額、そして1人当たりの費用とその差額でありますけれども、令和3年度の介護保険の給付実績は居宅介護サービスと地域密着型サービスの年間受給者数が、1,227名で月平均102名でありました。同サービスの給付費の合計額は1億4583万3204円で、1人当たり年間142万6241円となります。施設介護サービス受給者数は457名で、月平均38名でした。施設サービス費の年間給付費は、1億1948万4998円で、1人当たり年間313万7461円となります。1人当たりの費用の差額は、年額171万1220円となります。

一方施設は、介護度が高い方が入所する傾向にありますので、特別養護老人ホームの入所基準であります要介護3以上で、直近1ヶ月分を被保険者ごとに集計をいたしました。その結果につきましては、施設介護の1人当たりの平均給付費が、26万5000円ほどに対し、居宅介護の1人当たり平均給付費は18万9000円ほどで、差額は7万6000円ほどとなります。年間に換算しますと、91万2000円ほどの差額になると推測しております。

次に、後期高齢者のみの世帯数でありますけれども、10月末現在の住民登録に基づきます後期高齢者のみで構成される世帯であります。そちらにつきましては167世帯です。内訳といたしましては、一人暮らしの世帯が118世帯、2人暮らしの世帯が47世帯。3人暮らしの世帯が2世帯となっております。

次に、後期高齢者のみの世帯で、将来在宅介護可能と思われる世帯は何%と試算しているかというご質問でございますが、現在後期高齢者のみの世帯で施設入所されている方は、16名いらっしゃいます。また住所地特例で住民票が移動しておりますけれども、それに準ずる世帯が、3件ありますので、後期高齢者世帯のうち、施設を利用している方の割合は11%ほどとなり89%が在宅介護、もしくは介護保険を利用していない世帯となります。

在宅介護が可能かどうか、それ人により違うと思いますが、そもそも一人暮らしの世帯におきましては、介護する方がいませんので、167世帯中、2人、3人世帯の49世帯。30%ほどが在宅可能だと思います。また一人暮らし世帯でも元気に年を重ねている方もいらっしゃいますので、全体としては、50%ほどではないかと考えております。以上で答弁いたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい、ありがとうございます。健康福祉課長に再質問をさせていただきます。ただいま数字をいろいろ挙げていただいたわけですが、介護保険料を改定時、令和3年の要介護者の施設介護と在宅介護の介護認定者における占有率、それぞれの%ですね、これを要約すると、どんな数字になりますでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

令和3年度4月から第8期の介護保険事業計画がスタートいたしまして、保険料等改定になっております。ご質問の認定者数における介護施設の利用者居宅介護利用者の割合でありますけれども、まず令和3年度の認定者数につきましては、136名であります。月平均利用者数との割合となりますけれども、居宅介護が75%、施設介護が28%となります。居宅介護サービス受給者と、地域密着受給サービス者につきましては、介護保険の方の年報からご報告させていただいて

おりますけれども、年報の様式によりまして、それぞれ別に集計されておりますのでこの部分で重複している方が含まれております。以上で答弁させていただきます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、ありがとうございました。重複している部分があるということですが、施設介護が約30%程度というように解釈をいたしました。令和4年介護特会の支出、保険給付費が2億8445万8000円、山間地域支援事業が2065万9000円と、実際の事業費は3億500万円ほどです。ざっくり言うと、施設介護が増加すると90万以上の介護特会の負担が増えると。施設入所される方は、これは必要に迫られて入所するわけです。この必要に迫られる部分を解消することが行政における喫緊の課題ではないでしょうか。

生坂村は人口減少が顕著で、高齢者の実数も減少しています。この中で、在宅介護のほとんどは、社会福祉協議会に依存しています。さらに村内雇用事業所としても最大です。村長は新規の企業誘致は困難だと言っております。介護保険事業だけでなく、就労の場としても最も重要な事業所です。昨日の吉澤議員の質問にもあった限界集落では、協働による介護は困難であります。そこで健康福祉課長の答弁との差額、必要経費ではありますが介護度の低い方の自宅生活の維持のため、私は高齢者のみの世帯にUターンする世帯への補助を考えてはと、昨年6月の議会的一般質問で提案いたしました。実現の方向には進んでいないように思います。健康福祉課長の回答により、在宅介護が1人でも、1世帯でも可能になれば福祉予算に大きな効果が期待できると考えます。高齢者世帯への同居に対する補助を検討すべきと再提案します。村長、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

高齢者世帯への同居に対する補助を検討すべきではないか、ということでございますが、施設介護と在宅介護の1人当たりの月平均給付費の差額は、介護度5で4万8936円、介護度4で10万7659円、介護度3で7万5691円、介護度2で11万9257円とそれぞれ施設介護の平均給付費が多くなっている現状でございます。介護度が高いほど、施設介護と居宅介護ともに平均給付費が高くなる傾向がありますので、村では介護認定者にならない、または介護度が低い期間をできるだけ長く保つよう、疾病介護予防促進のための予防健康インセンティブ強化と、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みを実施しているところでございますが、やはり自宅で自立した生活ができることが重要でありますので、家族の介助があれば、より長く生活できることに繋がると考えております。

しかし、Uターンする世帯にだけ補助金を交付していくと、現在介護されている方との調整が必要になると考えます。例えば、Uターン者のみの補助があれば、在住の村民の皆さんには不公平感が生じると考えますので、現在村内で介護されているご家族への対応をどうすれば良いのかの検討が必要になると考えております。その結果、村内の家族へ補助金を交付した場合、1人当たりの給付費が下がりますので、金額によりUターンへの効果がどの程度あるのかも含め、検討が必要かと思っております。以上のことを考慮して、議員の提案されたUターン者への支援は、高齢者のみの世帯の減少に繋がると考えますので、比較検討をしていくよう考えます。以上、答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 村長に再質問をいたします。3年6月の一般質問での提案でございますが、議会だよりに要約してあります生坂村に要介護者、高齢の親族のいる60歳以上の男女を問わず、生坂村出身者を、これ大好き隊のことですが、優先採用し、その次に企画費の補助金を活用し、住宅の改修等の補助も実施したらというもので、介護保険の1、2号被保険者の移住、高齢の親の在宅介護者、3番目は割愛して移住者の住宅改修という村と応募者双方にメリットの多い条件により、介護保険を担う年代の人材の応募が大好き隊に期待できるのではないかと、こういう提案でございました。というのを地域おこし協力隊の採用については、その後年齢制限を撤廃していただき、提案が受け入れられ一歩前進しております。住宅改修補助は、企画費の住宅改修補助を活用するというもので、現在、移住者に対する補助を拡大するという提案でございました。

村長の答弁には、現在村内で介護している家族との調整不公平感という部分がございますが、今生坂村に住む住民と移住者との不公平感がそのまま当てはまるのではないのでしょうか。さらに同居の家族が増えると、その家庭の介護保険料など、社会保険負担は家庭の収入増に伴い増大すると考えられます。村長は比較検討していくと答弁でしたが、現実の公平性を踏まえ再度答弁をお願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

今3年の6月定例会で議員が提案していただいた件についていろいろと再質問がございました。高齢者世帯の皆さんにどのような補助が良いかということで、検討していかなければならないと私も考えております。これは寝たきり老人家庭介護慰労金ということで平成16年まで行っていた事業でございます。寝たきりの老人の家族に1人当たり月額5,000円をお配りしてた事業でございます。こういうものも、かつて村で行ってございましたので、こういうものが良いのか移住してきた方にいろいろな補助、また大好き隊として来ていただいた方にもそういう支援をしていくのかということも、いろいろな方面から検討をさせていただきたいと思っております。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。ありがとうございました。それでは再度確認をさせていただきたいと思っております。高齢者の同居、Uターン者があれば、子供が親の面倒を見るという民法の扶養義務に合致するものです。現在、村内で親を介護している家庭は、高齢者世帯のみの家庭より当然収入が多くなります。Uターン者が増えることによって収入が増えることになります。これは社会保障負担が高額になるという傾向がどうしても出ます。つまり、Uターン者が増えれば、長い目で見て、家庭の社会保険料増などにより公平性がそのまま高齢者のみの世帯で負担していた分よりも大きくなりますのでこれを勘案するということが当然補助の部分もペイできるのではないかと、と考えております。

再度先ほど、寝たきり老人に対する補助金の介護補助を昔はあったということも検討のうちに入れたいということではございますが、あまりばら撒きのものは今の社会では、これをよしとしないような部分もございますので、やはり民法の扶養義務というものをもう少し考えて、社会保険料が、帰ってくることによって負担増えるとその部分は結局は介護保険料の方にもそのまま

引き継がれるということになりますので、この辺を再度提案をいたしますので、検討をしていただきたいと思います。これについては、提案でございますので、回答は結構でございます。

それでは次に、総務課長に質問いたします。村職員および村費補助を伴う出張視察への申請状況を各課のものをまとめて回答くださいと質問をしております。よろしく答弁をお願いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 3番藤原議員の全国旅行支援の申請状況についてのお尋ねでございます。

村職員および村費補助を伴う出張視察への申請状況についてでございますが、現在、全国で取り組みが行われております全国旅行支援につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境にある観光産業を応援するため、本年10月11日から12月27日延長して12月27日の宿泊分まで宿泊等の旅行代金を割り引く事業ということで承知をしているところであります。お尋ねの村職員および村費補助を伴う出張視察への同事業への申請状況でございますが、この間に行われた視察は区長会、いくさか農業未来づくりプロジェクト会議、議会の3件でありまして職員の宿泊を伴う出張は1件でございます。

全国旅行支援の事業は行政が行う事業とは公費の二重受け取りという観点から対象外とされており、いずれも申請は行っておりません。なお、各種の大会、要望活動のため宿泊を伴う村長の出張につきましては、関係する団体等が経費を支出しているため、村費からの支払いは行っておりません。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。総務課長に再質問をいたします。今の答弁で二重受け取りとなるため、対象外とされていると、このように回答がございましたが、どういう通達があるか、国のものをちょっと調べてみましたところ、科学技術振興機構の本年4月24日の事務連絡、これではG・O・T・Oのときは当然、二重のもの国直営ですのでG・O・T・Oのものは対象外というされておりましたが、全国旅行支援事業、これについては利用の自粛となっております。つまり申請すれば利用可能ということになります。職員の宿泊を伴う出張は一件で、申請はしていないと回答でしたが、再度確認しますが、申請はなかったでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。

本事業に対する申請は行っておりません。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。それでは総務課長への質問は終了いたします。

次に村長にお伺いいたします。村長は県の河川協会、あるいはその他の関連団体の長をされております。団体の事業の最終決裁者です。それら団体は自治体からの負担金が主な運営費となっておりますと思いますが、これら団体では旅行支援を申請していますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

長野県河川協会の関係では、私会計を見て決裁をしておりますが、そのように全国旅行支援を使ったという形跡はありませんでしたので、使っていないと考えております。以上答弁いたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。それでは次の質問に移らさせていただきます。11月17日に東京で実施された全国町村長会に出席し、会食した山口県の5町村長がコロナに感染したとの報道がありました。村長は10月中、11月に多くの出張視察をしております。10月5日から7日、10月13日から14日、20日から22日、村長が同行した議会研修視察後参加者にコロナ感染者が出ました。経過を今は追跡しておりませんので、どのような状況で感染したかということは不明ですが、11月には全国町村長会議の会議にも参加しています。当然県内の町村長との飲食を伴う会合もあったと思います。どのような対応をされましたでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

コロナの感染対策についてというご質問でございますが、新型コロナウイルス感染対策につきましては今まで言われてきましたとおり、基本的な感染防止対策を行ってまいりました。屋内と屋外であっても、近距離で人と会話をするときは不織布マスクを着用し、手洗い、手指消毒の徹底、換気の徹底、3密の回避を心がけ、私はよく孫の風邪をもらってしまいますので、朝夕のうがいの励行と朝の検温を行っております。また、会食はマスク会食を心がけ、大声での会話や長時間の利用を控えました。

しかし、10月20日の医療警報の発出でも、行動制限はほとんどなく最近の新型コロナ第8波克服県民共同宣言には、社会経済活動をできるだけ維持します、と記載されておりますとおり、全国的に社会経済活動が再開をされてまいりました。その状況下、3年ぶりに全国町村長大会、道路、河川、治水砂防、国民健康保険など多くの全国大会が開催をされ、その大会後には、私は関係省庁や長野県選出国會議員などに要望活動を精力的に行ってまいりました。以上答弁いたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。ありがとうございました。続いての質問として、県は医療警報のあとに11月14日にさらに警報を発出しております。そういったようなことで、その部分これは全国町村長大会等に関わってまいります。これに対する一段の強化された通知について、どのように対応したか再度ご回答をお願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

11月14日に医療特別警戒情報ですかね、発出されたかと記憶をしておりますが、そのときにも16日には河川協会の関係の会食があり、意見交換ということで、どうするか協議をいたしまして、マスク会食を徹底するように、またテーブル間のつぎあうことはやめるようにということで、しっかり広報しまして、皆さん出席者に徹底をしてマスク会食で務めました。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、ありがとうございます。若干私の考えている部分と違う部分があるように考えますので再質問をさせていただきます。生坂村のホームページのトップバナー、先月中旬までは、3密は避けましょうとありましたが、具体的な部分はありませんでした。今月確認しましたところ、密閉空間、密集場所、密接場面とあり、県のホームページへのリンクもありました。ホームページへのリンクこの部分は11月15日とありました。しかしホームページの更新は前進しているものとして評価をさせていただきます。

しかし、内閣府の資料の感染リスクの高まる五つの場面という通知がございます。

場面1、飲食を伴う懇親会等、場面2、大人数や長時間に及ぶ飲食、場面3、マスクなしでの会話、場面4、狭い空間での共同生活、場面5、居場所の切り替わりと、より具体的に示されています。

ここで確認をさせていただきます。医療警報の発出時、11月14日、医療非常事態宣言発出されました。医療警報の発出時には不在。それから非常事態宣言が発出された14日には東京、15日に東京の会議に出発。今も会食があったということが答弁で伺い知るわけですが、場面1の飲食を伴う懇親会。これについては、内閣府のものは、一番最初の頃の、コロナの感染時に出されたものと解釈しておりますので、若干緩和されているのかなというように思いますが、経済活動は確かに重要です。国との強いパイプ、コロナは伝染病予防法の2類から5類への移行を、先取りして皆さん全国の町村長はそういった対応してしまったのではないかと。小谷の村長もコロナに感染した、市ではございますが、安曇野市の市長も感染した。そういったようなことがございますが、こういったようなことで不在の場合と、それから、それらの再度の徹底、密の回避の徹底についてご回答をお願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

10月20日また11月14日に医療警報が発出をされたわけでございますが、その都度長野県危機管理部長から総務課長宛に医療警報を発出する旨の連絡がございます。私は、議員ご指摘のとおり視察であったり、また全国の大会で留守でありましたので、その内容について副村長から報告を受けその発出状況内容を確認をし、次の日の朝には、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行うように、常に指示をしております。私は出張不在時には副村長に、ことあるごとに連絡をするよう指示をしてありまして、電話メール等で常に連絡を取り合っておりまして対応をしております。新型コロナウイルス感染症対策本部会議を行った後、その警報の発出内容、感染防止対策についての確認と、その対応として、医療警報の発出内容については、防災行政無線、ICN自主放送、村のホームページで村民の皆さんに、周知するように対応し、常にその日から放送等で周知徹底をしているところでございます。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。現在流行と言っちゃなんですが、テレワークそれから電話、メール等、ございますので、そういった指示はできるということでございますが、ちょっと心配になる部分がございます。

昨日の字引議員への回答、それから市民タイムスの報道等から無投票で今後4年間、引き続き村政を牽引される、ということが見込まれております。議会の改革検討委員会では村議選を無投票にしないことが重要と、2年先のことを強調して発言する議員がいます。2ヶ月後の村長選が、無投票になりそうだということに対する発言はありませんでした。

ここで、私はある事例を、思い出しました。2014年2月8日のことです。村長は、消防団のOB、それと現役幹部を引き連れ、横浜に視察に出かけました。前日の20時30分に、生坂村を含む松本地方、目的の方向の諏訪方面に大雪注意報が出されております。そして出発した日の朝7時20分に大雪警報が発出されました。それでも、村長は視察を優先し、高速に乗ることができないまま、石和温泉に到着し、多分会食があったと思います。そして翌日、帰村いたしました。8日の積雪は朝7時で12センチ、これは松本のものですが、18時に49センチが記録されました。私はスクーリングが主の大学の歴史遺産コースを卒業しました。何を言いたいかというと、歴史は繰り返すと、未来は歴史にあると思っています。これら警報に対する考え方、今流行りのテレワークで良いのか。その辺を再度村長に質問いたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

警報発出時にはそれなりの対応をすることは当然でございまして、私村長は村の最高責任者でございます。常にそういう状況で、どこにいるかという問題より、ちゃんと対応できるかということが大事でございまして、職員もおいでになりますし、議員各位もおいでになります。そういう全体的な対応ができる状況を、常に把握をしているということでございます。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。質問に対する回答は、繰り返しても同じかと思っておりますので、私の考え方を若干述べさせていただきます。テレワークあるいは先ほどの把握、事情の把握をしていれば、職員が対応するというところで回答があったものと思います。しかし、村長も申されたように、最高責任者ということで、現場での陣頭指揮がどうしても災害、あるいはこういった問題が起きたときには、必要だと考えております。今後4年間において、こういった部分ではいつ視察を打ち切るか、あるいはいつ生坂に帰ってこなきゃいけないかと、こういったような部分を、再度緊急時のマニュアルとして検討されることを期待して、私の質問を終了いたします。

○議長(太田譲君) ここで換気のため休憩にしたいと思います。
再開は10時55分とします。

休憩 午前 10時44分

再開 午前 10時55分

○議長(太田譲君) 再開します。次に、2番藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 2番藤澤幸恵です。通告に基づき質問いたします。

今回はヘリポートの設置、それから小中学生のコロナによる自宅待機の現状と対策、この2点について質問いたします。まず初めにヘリポート設置についてです。病気や怪我等の救急搬送にドクターヘリが出動してくることが当村でもあります。旧北小学校山清路の資料館、山清路の里資料館にはヘリポートが設置されているが、他にはありません。当村は高齢化率も高く、緊急の事態も多く想定されます。また近年ではコロナ禍ということもあり、密を避けた屋外でのレジャーが人気を集めています。当村では高津屋森林公園キャンプ場エリアでのキャンプ、京ヶ倉、大城トレッキング等が人気で、村外からも多くの方が訪れています。高齢者や初心者による登山客が増え、滑落による救急搬送もあります。村民と当村に観光等で来るお客様の安全と安心のため、ヘリポート設置についての質問をしたいと思います。

はじめに、過去2、3年村内でドクターヘリの出動件数がわかれば教えていただきたいと思います。またその時、ヘリコプターはどこに着陸したのかを、お尋ねします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 2番藤澤議員のご質問であります。過去2、3年の当村へのドクターヘリの出動状況等についてのお尋ねでございます。

ドクターヘリにつきましては救急要請があり、救急隊が出動と判断した場合に救急隊が要請をしておるものであります。過去2年の村内での出動件数につきましては、令和2年が2件で着陸場所は海洋センター駐車場と旧北小学校跡地の宇留賀のヘリポート。令和3年も2件で着陸場所は総合グラウンドと海洋センターの駐車場。令和4年は1件で、やまなみ荘下のゲートボール場となっております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい、ありがとうございます。わりとヘリが出動してくると、すごく印象に残っているのか、村内には結構多くの出動があるのかなあというふうになるとなんかこう実感し、なんとなくそういう感覚でいたんですけど、実情はそんなには出動がないということがわかりました。

次の質問です。やまなみ荘の公園内のゲートボール場に、過去にもドクターヘリが着陸したことがあるようですが、特段宇留賀のヘリポート以外に特別ヘリポートが設置されている、村内には設置されていないのでそちらのやまなみ荘下の公園のゲートボール場をヘリポートのヘリの第

1 着陸場として、そういった目的に設置するように、私は提案したいと思いますけれども、村長その辺はどのようにお考えですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。やまなみ荘下のゲートボール場の第1使用目的をヘリポートとするということでございますが、村でのヘリポートの設置につきましては、県の消防防災ヘリの運用が始まり、旧北小学校跡地に専用のヘリポートを整備し、合わせて海洋センター駐車場や総合グラウンドにも着陸できるようにして消防署と調整をしております。ドクターヘリや消防防災ヘリの着陸に当たっては、消防署署員や航空隊職員が地上での確認誘導を行っており、ドクターヘリを着陸させる場合は、消防署において着陸が可能かということと、救急車の運行もあわせて検討し、決定をしているところでございます。したがって、海洋センター駐車場が着陸困難と判断された場合には、総合グラウンドや、やまなみ荘下のゲートボール場に着陸誘導をすることもございます。

先日、やまなみ荘下のゲートボール場にドクターヘリが着陸したことを受けまして、消防署に確認をしましたが、現在は着陸場として海洋センター駐車場を登録していますので、ただいま申し上げましたとおり、その都度、現場を確認し、場所を決定しており、現状の登録は変更をする必要がないという旨の報告を受けているところでございます。着陸に際し、協力要請があれば、村としましても安全に運行できるよう努めてまいりましたし、今後も消防隊からの要請に臨機応変に対応し、安全な運行に協力をしてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 救急隊がドクターヘリを要請するということは、極めて緊急性が高く病人やけが人を一刻も早く医師に診せる必要があるということだと思います。海洋センター駐車場を登録しているとのことですが、駐車場というのは車を駐車するスペースとして確保されている場所であります。消防署の隊員がその場の状況に応じて着陸場所を判断するので、消防署側はそれでいいという答えをもらっておられるようですが、着陸場所の選定のために緊急で出動してきたヘリが村内の上空をぐるぐる旋回しているところを見かけるとどうなのかなというような印象を受けます。またこの物価上昇により燃料代の高騰等もある中でヘリが飛んでいる間というのは燃料もそれだけあつて使うということで、ちょっと無駄な消費もあるのではないかなというような意見も多少聞くこともあります。

ですので消防署がこれでいいよって言っている部分もあるかと思うんですが、生坂村としてやっぱ緊急時に備えて当村はここに、ここにもきちっとヘリを着陸させることができますよという、ヘリポートとしてきちっと整備して設置をしてそれをきちんと、意思表示をしていくことが大事だと思います。現実、宇留賀のヘリポートには多分あのスムーズにヘリコプター着陸ができているということだと思いますので、そういった観点から、村長、村としてはきちっとこういう体制をとりますっていうようなことも大事かと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

村としてゲートボール場を、第一のヘリポートということで松本広域消防局と話し合いをしたらどうかということでございますが、答弁で申し上げましたとおり、消防署の方は現状の登録を変更する必要はないということでございますが、その都度消防の職員であったり、航空隊の職員が地上で確認をしているという状況でもございますし、不便があるようであれば第1目的としてゲートボール場ということも選択肢の一つかと思います。松本広域消防局等とこちら担当が総務課になりますのでそのような協議をさせていただき、どういう方法が良いか検討をさせていただきたいと思います。以上、答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい、ありがとうございました。今後の出勤状況等を加味しながら検討していただければいいかなというふうに思います。

それでは次の質問に移ります。小中学生のコロナによる自宅待機の現状と対策についてです。新型コロナウイルスの第8波により長野県では陽性者が急増しています。当村においても例外ではなくこの8波では小中学生の陽性者も多く、現在も注意深く学校運営をされていると思います。本人が陽性者となると、7日間の自宅療養期間が必要となります。また家族が感染し、濃厚接触者となった児童生徒は感染予防をした日から5日間の自宅待機を余儀なくされます。小中学生においては、比較的症状も軽いという話も伺っております。そこで質問です。自宅待機となった児童生徒に対する対応はどのように行っているのでしょうか。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 2番藤澤議員の質問にお答えします。

小中学生の新型コロナウイルス感染症による自宅待機の現状と対策についてご質問いただきました。11月になり県内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、感染拡大と医療への負荷をできるだけ抑制するため、11月14日には県から医療非常事態宣言が発出されているところです。村内の小学校中学校でも児童生徒の新型コロナウイルス感染症の感染者が増えており、11月中の児童生徒の感染者数は、教育委員会で把握しておりますところでは、小学校で15名、中学校で3名となっており、特に小学校4年生の学級では複数の児童館での感染の可能性が認められたことや、感染拡大を防止するため文部科学省が作成したガイドラインに基づき、11月14日から11月20日までの間、学級閉鎖の措置を行ったところでございます。議員ご指摘のとおり学校で児童生徒の感染者の確認がされた場合は、感染した児童生徒については出席停止の措置をとることとされており、感染者は7日間の療養、自宅待機、濃厚接触者となった場合は5日間の自宅待機をお願いしているところでございます。

出席停止によりやむを得ず登校できない児童生徒に対しましては、無症状や症状が軽く自宅で学習が可能な場合、タブレット端末も活用しながら、学習に著しい遅れが生じることがないようにするとともに規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要と考えております。新型コロナウイルス感染症の感染により、やむを得ず出席停止となった児童生徒に対しましては、生坂小学校では学級担任がそれぞれ工夫をして授業で活用しているドリル帳などから課題を指定したり、タブレット端末を持ち帰ってもらいオンラインドリルから課題を出したり、また授業を自宅から視聴参加ができるように教室と家庭をオンラインで繋ぐ取り組みを実施しております。また生坂中学校では自宅待機の場合保護者や生徒と相談した上でタブレット端末を持ち帰ってもらい教室の電子黒板とタブレット端末を繋いで、オンラインで授業に参

加、またタブレット端末を持ち帰らない場合には学校で学習した内容を伝え自習をしていただき、登校再開後に個別に補充指導をするなどの取り組みを実施しております。

このように登校できなくても学校と自宅を繋ぐ手段を確保し児童生徒とのコミュニケーションを絶やさず学びを止めないよう努めております。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) ありがとうございます。いろんな対策をされている中で、見えてきた問題点、それから課題、こういうところがまだまいちだというような課題点等があれば教えてください。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 2番藤澤議員の質問にお答えします。

コロナ禍の中で見えてきた問題点や課題等についてご質問いただきました。先ほど答弁申し上げたとおり感染してしまった児童生徒につきましては、7日間の療養又は自宅待機、濃厚接触者となった場合は5日間の自宅待機をお願いしている他、生徒に発熱や喉の痛み等があり体調が優れない場合には登校を見合わせ必要により医療機関の受診をお願いしているところでございますが、保護者の中にはそういう状況にも関わらず児童生徒を登校させてしまうなど、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から好ましくないと思われる事例があると聞いております。

またコロナ禍の中、小学校や中学校では電子黒板やタブレット等のICT機器の整備が進みましたが、ICT機器やその活用に関する専門的な知識を持つ教職員が少なく試行錯誤しながら活用をしているところでございます。教職員が専門的な知識を習得できる機会の確保や専門的な知識を持った教員やICT支援員の配置が必要といった課題があるところでございます。

また例年10月から11月にかけて、小学校や中学校で多くの学校行事が実施をされており今年度も感染防止対策を徹底しながら実施をしてきておりますが、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者となったためにクラスメイトや友人と準備や学習等をしてきた学校行事に参加できなかった児童生徒もいると聞いております。児童生徒の療養後の健康状態も含めた心身の状況を的確に把握し、必要に応じてケアをしていくことも課題として感じております。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 児童生徒とのコミュニケーションを絶やさず学びを止めないというような努力をしておる、またオンライン、タブレット端末を利用したオンラインでの授業など対策をされているようですが、保護者の方からは自宅待機の児童に対して、ほぼ連絡等がなかったという声もあります。また担任の先生、校内だけでも対応に差がありすぎるんじゃないか、というような声も届いておりますが、その辺のところは把握はできていたでしょうか。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長

○教育長(上條貴春君) ただいまの再質問いただきました。自宅待機となった児童生徒に対して学校側から特に連絡がされないとか、担任の先生によってちょっと対応に差があったといったような声があるということでございますが、ちょっと教育委員会としましてもちょうとこのよう

な状況につきましては、把握の方はしておりません。今回ご質問いただいた中でこういった対応も学校の方でしてるかということをお聞きしたところですね、やはりちょっと学校の先生、担任の先生に任せているような部分もちょうと多いのかなと思っております。

このコロナ禍の中でやはり一番危惧するところは、やはりその子供たちの学びが阻害されてしまうとか遅れてしまうってところが、一番非常に影響があるところかなと思っております。そういう中で学校の先生によって差がいろいろ出てしまうとか、適切な対応がされなかったってところにつきましては、少し今後また反省し、適切な対応ができるように学校と教育委員会が連携して取り組んでまいりたいと思っております。以上答弁いたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい、そういうことかなというふうには思っておりました。なんていうんですかね、そのやはりコロナは今頃流行ってきたものではないので、もう3年経っております。その当初から生坂小中学校には1人1台ずつタブレットも支給もされていましたが、そういうことができる設備等はあの整っていたわけであるので、急にこういう事態になったからバタバタバタして、まだ対応ができなかったということではなくて、日頃の例えば他の学校では、日頃の自宅学習とかにも、あのそのタブレットを用いた家庭学習、タブレットを用いた宿題のようなものも、随時行っている小中学校等もありますので、要は慣れだと思うので、きちっとそういう何かのときにあの対応できないというようなことは、もう何年も経っていることなので、それはちょっと違うかなというふうに思いますので、その辺をきちっとやっていただくことと、あとはやはりその担任の先生によって対応が違うというのは、保護者の方にとってみたらこのクラスはいいけどこのクラスは駄目じゃないか、みたいになっていくかたちになってしまう、そうやってそういうことが原因で、例えばちょっと風邪っぽいけど、コロナじゃないと思うけど、という感じで子供を登校させてしまう保護者の、そういった気持ちとか理由っていうのもあるのかもしれないというふうに私は感じています。なので、きちっと学校として、こういうふうにはコロナ以外でも、自宅今ほら、不登校とかそういった問題もありますので、そうしたときにきちっと学校やクラスの子たちと繋がれる子供が、繋がっていられる環境っていうのを早く整えてもらいたい。得意不得意とかではなくて、きちっとそういうあの体制を学校側がきちっと対応できるように早く整えていただきたいなというふうに思います。

中学生になるとね、もう自宅学習、自主学習っていうのはできる年齢になってくるんですけども、小学生特に低学年ではね、プリントをたくさん出していただいたりとか、これをやってみてくださいっていうような対応をされた先生もいらっしゃるんですけども、やはり自らそれに向かっていく子供ってのはなかなか難しくてですね、それでこうやって学校の方で児童からの感染であの家族のもの、例えばお母さんが一番感染リスクが高いわけですけども、やはり親御さんたちも陽性になった場合に、子供は割と軽症なんですけど、大人は結構苦しいです。でそういった親もストレスを感じている中で、なかなかその子供に対してその学習を指導するとかそういったようなことっていうのは、大変ちょっと厳しくてですね、ちょっと疲れちゃっている保護者の方が、たくさんいらっしゃると思います。ICTを使った授業で職員が専門的な知識がなかったりとか、ICTの支援員の設置が必要といった課題があるということなんですけれども、そんなにこう専門的な知識が要るものなのかな、というちょっと疑問もありますし、もう今は結構、オンライン、先生によってはオンラインで授業を繋いでくれたよっていうお母さんのお話も聞いてますので、その辺はできるんじゃないかなというふうに思うので、ぜひやっていただきたいと思うんですけど、例えばそのICTの支援員の配置を考えなきゃいけないかなというふうに

なったときに、それはどのような形で配置するようなことを考えているのかとか、もしそこから辺のあれがあれば教えてください。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） ICT支援で配置についてお尋ねがありました。

あの国の方では今学校4校に対して1人、ICTの専門家といいますかね、詳しい方を配置できると、それに対して地方財政措置を行ったようなこと国の方では一応事業としてやられてます。生坂村ではまだICT支援員等の配置は、されておられません。ICT支援はもちろん必要だとは思いますが、やっぱり一つはやはりその先生方一人ひとりのスキルやっぱり上げていくってことが大事なかなと思ってます。スマホとかタブレットってのは教職員の先生皆さん方も自分でこう持って使ってますので、当然先ほど議員さん言われたようにそんな特別な機械でもないですし、タブレットも今本当に文房具みたいなものですので、本当に習うより慣れろってことでやっていただくのが一番重要なかなと思ってます。ただ、教育で使うとなると、少し先生方も迷いがいろいろありましてやはりそのどうやってその教育上効果を出すのか成果を出すのかといったところで少しく試行錯誤しながらやってるのが今の現状かなと思っております。

現状のところはちょっとICT支援員の配置というものはちょっと考えておりません。やはり一人ひとりの先生のスキルアップ、本当に先ほどちょっと申し上げたとおり習うより慣れろということでもどんどん授業に活用していただく方が早いのかなと思っております。以上です。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） そうですね、そのとおりだと思います。やはり何て言うんですかね、保護者の方が子供の学習面だとか、そういったことに関心がある保護者の方は、自ら先生や学校に対してオンラインで繋げていただくことはできますか、というような申し出をしてるようです。そうするとそれに対応してくれる。でも、こちら側がそれを要請しなければ、学校側からはそういったこういうことが、こういうことでできますので、あのしましょうか、とかそういったお声掛けがないということなので、その辺もしっかり親に言われてからではなくて、学校側からこういった場合はこういうふうに、あのしてますのでっていうことを、きちっとお伝えできるように改善していただきたいと思います。

先生によってその授業としてね、子供たちにどういうふうに伝えればいいのかっていうことでICTを使った、機材を使った授業のやり方にちょっと戸惑いを感じてるっていうこともあるとは思いますが、そういうことよりも、どちらかというと子供たちも家に閉じ込められている状態なので割とストレスがたまったりとか、友達の顔が全然見れない、毎日会ってた友達に会えない、学校で友達が何をしているのかが全然見えてこない、親も具合が悪い、子供は元気がいい、そうするともう子供を静かにさせるために、もうYouTubeを見させて静かにさせてとかそういう感じで、家庭の中がちょっとお互いにストレスを感じてしまうことが多いです。なのでその学習の遅れ云々よりも、どちらかというとその教室の様子が見れたりとか、お友達と休み時間にちょっとオンラインで話ができたりとか、そういう何か授業の様子を、ただ漠然と流して音声が入ってくる、そういうぐらいのことで多分いいと思うんですよ。なので、何て言うんですかね、友達とか先生との繋がりの方をどちらかというと小学生の方は、そちら側に重点をおいていただくと、休んでた間も一緒にいたなっていう気持ちに子供もなれるしその後の登校も渋らず行けるっていうことにも繋がると思うので、そういう感覚でいいんだよっていうようなこ

ともお伝えいただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長(太田譲君) 次に、4番望月典子議員。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、森林環境譲与税の活用について2点ほど質問をいたします。2019年に導入された森林環境譲与税の市町村への配分額が24年度に見直されることが決まりました。人口の多い都市偏重の不満を受けての決定だと思われます。生坂村は森林が総面積の80%ほどを占めているにも関わらず、人口が少ない、林業従事者も少ないということで、県内で最下位に次いで2番目に少ない金額です。不公平感はありません。当初200億で始まった制度の資金は、24年度から600億になります。そして私達は同じ24年度から森林環境税として1人当たり年間1,000円が住民税に上乗せして徴収されます。行政の責任も重くなります。前にも増してしっかりとした仕組みを作り、有効活用しなければならないと思ひます。

質問に入ります。森林経営管理制度の現在の状況、今後の計画についてです。森林環境譲与税の、そもそもの目的は整備する人がいない私有林を市町村が所有者に代わって管理する制度です。所有者の把握、境界の把握は進んでいるのでしょうか。所有者の意向調査はどうなっているのでしょうか。今後整備を進めていくためにも、この2点は重要だと思われます。人手不足や職員に適任者がいない場合は、村内や近隣の市町村の林業事業者や団体に協力を仰ぐという考えもありだと思います。リーダーとなるべき人材を派遣していただき、学びながら会得しながら、しっかりと計画を立てて実行していくべきだと思うのですがどう考えられましようか。質問をいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 4番望月典子議員の森林環境譲与税の今後の活用についてのご質問にお答えをいたします。

令和元年度に創設されました国の森林環境譲与税は、市町村が中心となって、森林の整備や管理を持続的に進めることを目的に、各自治体に交付されています。市町村への交付額の配分基準につきましては、私有林人工林面積が5割、人口が3割、林業就業者が2割とされておりまして、私有林人工林や人口が少ない当村におきましては、望月議員ご指摘のとおり、交付額が少額で森林環境譲与税を財源とします森林経営管理制度の事業推進も厳しい状況にあります。さきの新聞報道にもありましたが、現状では人口の多い都市部に配分額が偏っている状況から、小規模自治体からの制度の見直しの要望を受け、国では令和6年度には新たな配分方法を導入し、山間部などの森林が多い地域への交付額を増やす検討を始めることとされておりまして、今後の動向に期待をするところでございます。

望月議員ご質問の森林経営管理制度の現在の状況と今後の計画についてでございますが、当村では、こうした限られた予算の中、事業実施にあたり、所有者や境界の把握が容易であって、ライフラインに支障をきたす、緊急性の高い山林について、事業導入を進めることとし、ライフライン沿いの支障木伐採事業を実施しておりまして、今後も進めてまいりたいと考えております。所有者の把握、境界の把握、所有者の意向調査の状況についての問いでございますが、現在令和2年度に洗い出しを実施いたしました重点箇所の、特に緊急性の高いライフライン沿いの支障木

伐採事業を実施しておりまして、そうした箇所は国土調査実施済みで所有者の把握が可能であるため、先行して実施している状況です。

昨年度末には伐採した箇所の所有者1名に対し、意向調査を実施いたしておりましたが、残念ながらまだ回答いただけていない状況ですが、まず、こうした生活安全上、倒木等の危険性や緊急性が高い箇所から事業を実施している状況でございます。

人材不足などの場合の林業事業者や団体への協力依頼、リーダー的な人材の派遣についての問いにつきましても、今後、事業を進めるにあたっては、望月議員ご指摘のとおり計画的に進めていくことが大変重要であると考えますので、諸団体等への協力依頼なども含めて、その都度、状況に応じて計画を立てて進めてまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 冒頭でも述べましたが、今回の質問は、森林環境譲与税をいかに活用するかということです。2024年になって配分額が今よりどれほど多くなるか予測できませんが、せっかく導入した森林経営管理制度は続けていかなければならないと思います。

答弁にもライフライン沿いの緊急性、必要性の高いところから整備をしているとあります。確かにそれは重要なことだと思います。実は私も昨年の冬、雪が降る前に緊急性が高いということで、通学路になっている、卒塔坂にはみ出している桜や雑木を整備してもらったということがありました。日当たりが良くなり、凍ってもすぐ溶けるから子供は安全だし行き来する人からも明るくなったと喜ばれました。

話を戻します。昨年の村政アンケートの森林保全についての質問に272名ほどが回答していますが、自ら管理すると答えた人は33、管理してほしいと答えた人は139、売却寄付したいは46、場所がわからないは40、後はその他14です。この結果からもわかるとおり、所有者や場所の把握をまず一番にやるべきではないかと思います。現在は国土調査実施済みの所有者の把握が可能のところから先行して実施していると、答弁にもあります。

そこで一つ質問です。現在私有林の所有者はどれほど確認できているのでしょうか。昔からの台帳みたいなものはあるのでしょうか。また意向調査をしている、ともありましたが、具体的な内容、どんなことを聞きとっているのか教えてください。お願いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 望月典子議員の再質問にお答えをいたします。

最初に森林の所有者の関係でございますが、現在、森林所有者を調べるにあたりましては、村内の森林を図面におとしました森林基本図というものがございます。また、所有者や地番、森林の状況等が記載をされます森林簿というものもございましてこちらの方から、所有者等調べるようにしてございます。

ご質問にありました森林所有者の人数でございますが、ちょっと今ここでは把握はできて、あの数字をお知らせできませんけれども、こういった資料をもとにしまして、所有者、またそういった箇所について絞り出す作業をしております。そして、こうした地図が大体大まかな地図でございますので、より詳細に調べるということになりますと、実際は公図を持ち出して、公図で確認をしたり、また台帳などで所有者を確認するという作業が必要になってまいります。

続きまして、調査を実施いたしました意向調査の内容の関係でございます。調査をいたしました意向調査票の内容についてでございますが、まず最初に所有します森林の経営管理状況についてお伺いしております。森林の経営管理を自ら行っているか、または業者に委託をしている

か、管理はほとんどしていないか、こういったものを選択をしていただいて、記入をいただくようにしております。

所有する森林の整備状況について、この過去10年間森林の整備を行ったことがあるか。また行っていないか、行っているかどうかかわからないか、の選択肢の中から選んでいただくということとしております。そして森林の経営管理を今後どのようにお考えですか、ということでございまして、自分で管理をしたい、また自分で委託先を探して経営管理をしたい、村を通して経営管理等をお願いしたい、もしくは検討したい、というような中から選んでいただくことにしております。そしてこのアンケート結果と、アンケート用紙と対象となります所有者がお持ちの森林の一覧表、位置図等もお送りして依頼をしているところでございます。

先ほどお話いただきました、村政アンケートの結果で昨年度実施いたしました村政アンケートの結果でございますが、このアンケートをもとにしまして、村としまして、全体的な意向の状況を把握したく調査したものでございます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ただいま答弁いただいたのを聞いてましても、難しいことだと思いました。手間もかかると思いますが、所有者と場所は今後しっかり把握すべきだと思います。アンケートでもわかるように何とかしてほしいという人が、あれだけいるのだからその人たちに呼びかけて専門家も含めてみんなで話し合いの場を持つべきだと思います。

課長もご承知だと思いますが、この質問は実は昨年9月にもいたしました。そのみんなで話し合う全体集会を持ったかどうかということをご提案したときに、今後検討したい、という答弁でした。今回また同じ質問をしたら、課長はどうお答えにな리ましょうか、ちょっと聞いてみたいと思います。お答えいただけませんか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

昨年の9月の一般質問で、所有者の方々と話し合いの場を、という問いに対しまして私の方から緊急に対応が必要なライフライン等の森林の所有者について、調査を行っていくという予定だということを説明いたしまして、全体的な森林所有者に向けた話し合い等は予定はしていないと、また今後も必要に応じて検討してまいりたい、ということでお答えをしております。

先ほど答弁申しましたとおり、現在進めております事業を進めながらも望月議員お話しのとおり所有者に対しての説明等も必要にもなってくるのかなというふうにも感じております。必要性、また今後の状況にも、応じながら検討してまいりたいというふうに思います。以上答弁いたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) はい、わかりました。ぜひ今後しっかり検討していただきたいと思います。11月に地区要望で、各区の要望箇所を視察しました。やはり圧倒的に村道の支障木の伐採や道路の補修、溝の整備などが多かったです。コロナ禍ということもあると思いますが、地区に何て言うんですか、おてんまっというんですか、集団作業をする習慣がなくなってきたからそういう要望が多くなってきているのかな、なんて思ったりもしました。世代交代の時期が来ているのかな、とも思いました。ちょっと余談なんですけど、昭津地区の大久保というところを回ってい

るときに、同行してた議員がこんなことをつぶやきました。ここは眺望が素晴らしいから、空き家を片付け、木を伐採して広場にし、ホテルでも作れば絶対いいと思うよ。それを聞いてやはり若い人の発想は違うと思いました。私はその話を聞いたときに、あ、星野リゾートだ。星野リゾートが来てくれれば村も一躍有名になれる、とまあ一瞬夢みたいなことを考えました。貴重な補助金です。有効に活用してほしいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は将来の林業を担う人材育成の対策をどのように考えているのか。今まで実施したことがあったら教えて欲しいと思います。この質問ですが、実は振興課長と教育長のお二人から答弁をいただいております。まず、あの振興課長にお尋ねします。人材育成の対策をどのように考えておられるか、今まで実施したことは何だったのでしょうか。お願いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 4番望月議員の将来の林業を担う人材育成への対策についてのご質問にお答えをいたします。

将来の林業を担う人材育成についてでございますが、高津屋森林公園では、これまで地域住民である組合員が自発的に継続した森林整備を行い、林産物を使ったイベントの実施や山菜などの地域の特産物を活用するなどの活動を行っており、平成20年度にそうした活動が豊かな里山の形成と里山利用の模範となるとして、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく里山整備利用地域に認定されております。現在も各事業を精力的に実施していただいております。そうした活動を途絶えさせることなく支援していくことが人材育成にも繋がるものと考えております。森林や林産物の普及啓発や体験を通して、森林を身近に感じ、親しんでいただきながら、林業に繋げる施策について今後検討してまいりたいと考えます。以上答弁いたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 最近森林に興味を持ってもらうための企画や催しの記事が新聞紙上を賑わしています。森の散策とか薪割り体験、食事等様々です。今年度、今年、今年度じゃないです今年の初めから生坂でグッドウッドダディという若い有志の会が森林整備に活躍しています。赤松を使ったスウェーデントーチという木のキャンドルを作り、販売したり、先日紹介されていた新聞記事の中で清水会長が今後請け負う山を増やし、伐採木を活用し土壌改良材の開発も進めたいし、里山も整備していきたいと言っていました。とても嬉しく、頼もしく思いました。近隣の市町村にも山仕事のプロがたくさんいます。村内にもいます。講演会や森の中での体験館を開催する企画はありますか。振興課長にお尋ねします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

少しずれますけれども、村では現在、竹林に整備に関します講習会を年、1回、3年ほど開催をいたしております。大変好評でございまして、アンケートの中でも回数を増やしてほしい、そういったご意見もいただいている状況です。しかしながら、お話いただいております森林に特化した一般を対象とします勉強会、体験会、そういったものなどはこれまで実施をしておりません。村の将来の林業を担う人材の育成に向けた講習会の実施につきまして、という要望でござ

います。また、村民からの要望等を伺いながら、今後検討してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) はい、ありがとうございます。竹林の整備の講習会は私も、もう二度参加させていただいてます。前は粉砕機なんかの使い方も教えてもらったりして、とても参考になる講座だと思います。森林関係についてもぜひ今後検討していただいて、定期的にでもいいですから開催していただけたらと思います。

次に、教育長にお尋ねします。中学生の活動に各地の林業を専門校の見学体験交流を加えることをどうお考えでしょうか。それと子供たちを森林の中でいろいろ体験させていただくって言うようなことをお考えなのかどうか、その点を質問いたします。よろしくお願いします。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 4番望月典子議員の質問にお答えいたします。

中学生の林業専門学校への見学等の実施や幅広い年齢層への森林に親しむ機会の提供についてご質問いただきました。現在中学校では一人一人の社会的職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するためにキャリア教育を実施しております。これは一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育成する職業教育とは異なるものであり、林業に特化した形でのキャリア教育は現在のところ実施はしておりませんが、議員ご提案の中学生の林業専門学校への見学体験等は林業に携わる人材を育成する取り組みとしては有意義なものだと思います。

例えば将来、村として林業の振興や森林整備等を目的とした人材育成を進めていくようなことになれば、林業専門学校への見学等を中学校でも行っているキャリア教育の取り組みの中にも位置づけていくことで、子供たちが林業を目指そうとする意識の醸成にも繋がっていくのではないかと考えております。また幅広い年齢層の方々に森林に親しんでいただく機会を提供することは、ゼロカーボンシティ宣言をしました生坂村にとりましても、これから重要になってくる観点かと思えます。現在のところ公民館やB&G海洋センターの講座等ではスポーツ、趣味、芸術活動に関するご要望が多い状況でございますが、ご提案の内容につきましては住民のみなさまからののご要望等をお聞きする中で判断をしてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) あの質問、議長に質問ですけど。

このままあと10分足らずで終わると思うんですけど、続けていいでしょうか。

○議長(太田譲君) はい。先ほども伝えたように続けてください。

○4番(望月典子君) あの、今の答弁で職業教育は特定の職業に就くための教育、キャリア教育はそういうことに限定しない総合的な教育で、もし必要な時期が来れば、林業に特化したキャリア教育も可能だということに私なりに理解しました。

そこでちょっと質問なんですけど、通常の授業、中学校の通常の授業の一環として、例えば木曾へ行ったり生坂の森の中での体験はできないのでしょうか。講師には事欠かないしできれば各学年ごとにそういうことをやってほしいのですが。教育長、どうお考えになりますでしょうか。

○教育長（上條貴春君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（上條貴春君） はい。あの再質問をいただきました。

木曾地域等へ行ってですね、あの林業に関する学習をやってはどうかといったようなご提案でございますが、学校カリキュラムがございまして時間数の限りもございますが、今の例えばあの学校で社会科見学ということで長野市とか松本市とかそういったところに出向いているんなものを見たりとかするような学習の方を実施しておりますので、そういった観点からでありますと、木曾地域へ行って、例えば林業の実際を見るとかいったようなものは、可能かとは思いますが、ただそういったところで、どういう形で学習をどういう目的としてその学習を行うかということが一つ重要なと思ってます。人材、林業を担う人材育成としてやるのであればそこもいいでしょうが、森林の例えば大切さを学ぶとかそういったものであれば、別に木曾に行かなくても、この生坂村自然豊かな地域でございまして、生坂村でもそういったことができるかなと思ってますし、そういった学習のその目的をどういうふうにするかというところをまず明らかにした上で、あとは学校の時間数といいますかね、そういった限界もありますので、そういった中での調整も必要なのかなと思っております。議員ご提案の内容につきましては現状としては可能は可能だとは思っております。以上、答弁いたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） はい。不可能ではないっていうことを伺いましてほっとしております。そういうことをした結果として林業とか森の中の仕事に興味を持ったり、将来の職業にしたいというような生徒が現れてくれれば最高だと思います。そういう意味から言っても教育長のおっしゃっている、そういうことになった場合は、教育長のおっしゃっているキャリア教育が実現するかもしれないと思います。事業をするには時間とお金がかかります。特に森林はそれが顕著です。仕組みシステムをしっかり構築して継続していくことが重要です。みんなで関わって盛り立てていければと思います。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田譲君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（太田譲君） 本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、14日水曜日の午前10時から再開し、委員長報告の提出並びに討論採決等を行います。本日はこれにて散会いたします。起立。礼。大変お疲れ様でした。

散会 午後 0時 5分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 8 日

議 長

友 田 隆

署名議員

享 引 文 威

署名議員

平 田 勝 章

令和4年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

9日目（12月14日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加議案提出、採決
- ・議事日程の追加
 - 議案第57号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
 - 議案第58号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
 - 議案第59号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
 - 議案第60号 令和4年度生坂村一般会計補正予算【第6号】
 - 議案第61号 令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第5号】
 - 発議第7号 「安全・安心の医療・介護実現の人員増と処遇改善」を求める陳情書
議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑、討論、採決	8 P
・追加議案提出、採決	9 P
・議員派遣の件	15 P
・継続審査の申出	15 P
・村長あいさつ	16 P
・閉会の宣言	17 P

令和4年第4回 生坂村議会定例会

令和4年12月14日 午前10時 開議

議 事 日 程 【9日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑 ・ 討論 ・ 採 決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

令和4年第4回 生坂村議会定例会

令和4年12月14日

追 加 議 事 日 程

【9日目ー追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第57号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	
2	議案第58号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
3	議案第59号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	
4	議案第60号	令和4年度生坂村一般会計補正予算【第6号】	
5	議案第61号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第5号】	
6	発議第7号	「安全・安心の医療・介護実現の人員増と処遇改善」を求める陳情書	
		質疑 ・ 討論 ・ 採決	
7		議員派遣の件	

出席議員（８名）

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田譲君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	住民課長	真島弘光君
教育長	上條貴春君	健康福祉課長	松沢昌志君
総務課長	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	藤澤保君	書記	坂爪浩之君
--------	------	----	-------

開議午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) はい。

生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いしますなお発言者は飛散防止対策として、アクリル板を設置してある場所においてはマスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番吉澤議員、1番望月一将議員を指名します。

◎委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2、この6日に各常任委員会に付託した議案第50号から議案第56号までの条例案2件、補正予算案5件、陳情4第4号を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 総務建経常任委員会審査報告をいたします。

令和4年12月14日生坂村議会議長 太田譲殿

総務建経常任委員会は12月6日、本会議にて付託された条例案1件、予算案3件についての議案審査を、12月9日午前10時から役場2階会議室にて、出席委員望月、字引、吉澤、太田、傍聴者に議員3名、行政から村長、副村長、総務課長、振興課長、各関係係長の出席で開催しました。総務課関係と振興課関係について、細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第51号、生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案。

この条例案は、地方公務員法の改正により、職員の定年を引き上げるための必要な改正を行うものであり、本条例案では定年の引き上げに伴う関係条例の並列的に改正を行うこととしており、生坂村職員の定年等に関する条例、生坂村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の分限に関する条例、職員の懲戒に関する条例、公益法人等の職員の派遣等に関する条例、職

員の勤務時間および休暇等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例、生坂村職員の旅費に関する条例とあります。またそれぞれの一部改正と職員の再任用に関する条例を廃止する内容が含まれておりました。審議の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は条例改正後の職員への報酬支給のシミュレーションについての問いに改生後のシミュレーションはできており、今後の人事計画についても状況に応じて対応していくとの回答でした。

議案第52号令和4年度生坂村一般会計補正予算第5号、総務課、振興課関係部分。この予算案は規定の額に5153万2000円を追加し、総額を25億1235万1000円とする補正予算です。主な内容は、歳入では、地方交付税4676万3000円、県支出金364万3000円、諸収入151万5000円などを増額し、繰越金96万2000円を減額とし歳出では、総務費2184万4000円、民生費1073万2000円農林水産業費、660万7000円、土木費847万6000円などを増額する補正です。審議の結果、原案のとおり、全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係についての主な質疑は、ふるさと納税委託料の補正の根拠は、との問いに先行予約のための広告料の上乗せ分、ふるさと納税は貴重な自主財源であり、返礼品の種類や確保、これまでの実績等を考慮して対応していくとの回答でした。

いくさか大好き隊員卒業後のケアに力を入れていくべきでは、との問いに隊員とは定期的に面談を行っており、卒業後にスムーズに自立ができるように対応しているとの回答でした。

振興課関係について主な質疑は、有害鳥獣対策について、猟友会以外にも対応策を考えていくべきでは、との問いに猟友会の他にも林務課で対応策を研究しているとの回答でした。

災害復旧費の判断についてその判断が公平に行われているか、との問いに、地区単位でも精査しながら対応していくとの回答でした。

議案第54号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第4号、この予算案は、既定の額に509万5000円を追加し、総額を1億9965万円とする補正予算です。主な内容は、歳入で諸収入654万4000円を増額し、村債180万円を減額して歳出では経営管理費209万5000円、建設改良費300万円を増額する補正です。審議の結果、原案のとおり全員、可とすべきと決定しました。

議案第55号令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算第3号。この予算案は既定の額に81万7000円を追加し、総額を1億215万3000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で繰入金23万6000円、繰越金58万1000円を増額し、歳出では経営管理費を81万7000円増額する補正です。審議の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上、総務建経常任委員会の報告とします。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○議長(太田譲君) なければ、次に社会文教常任委員長藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、太田譲殿 社会文教常任委員長 藤澤幸恵

12月6日の本会議において、社会文教常任委員会に付託された案件について、この12日午前10時から委員4名が出席し、委員会を開催いたしました。村長、副村長に出席をいただき、傍聴者に

議員4名、説明者には住民課長、健康福祉課長、教育長、教育次長、保育園長、関係係長他4名で詳細に説明を受け、審査を行いました。慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので報告いたします。

議案第50号生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案。この議案は、個人番号カードを利用した印鑑証明書の交付を受けることができることとするための条例の一部改正です。全員賛成、可とすべきと決定。

主な質疑として、窓口での交付は今までと同じく印鑑と印鑑証明書が必要か、との質問に、今までと同じであるとの回答でした。

議案第52号令和4年度生坂村一般会計補正予算第5号。この議案は、既定の額に5153万2000円を追加し、総額を25億1235万1000円とする補正予算です。全ての課において全員賛成、可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、住民課関係では、就労センターの作業使用量が増えたことは良いが、まだまだ足りない状況、営業等は頑張っていると思うが経営状況は、との質問に最近営業効果もあり、受注は増えてきているが、施設でも処理が間に合わない状況。作業内容は季節により変わってくるが、作業員の高齢化のため、できる仕事も限られてくるので、調整しながら受けていきたいとの回答。

歯科診療所での個人カードの使用はまだか、との質問に機械の準備はできている。あとは導入処理が終われば使用できる。業者の待ちとの回答でした。

教育委員会関係では保育所費の人件費は増員か、との質問に産休職員復帰の経費関係との回答。

小学校中学校の売電収入はまた相殺はできないかったのか、との質問に売電収入は変わらない見込みであるので、電気代高騰分を補正で上げているとの回答。

光熱水費の試算根拠は、との質問に中部電力からアドバイスをいただきながら試算している、との回答。

国から節電を呼びかけられているが、対応はしているか、との質問に、関係職員に徹底している、との回答でした。

健康福祉課関係では体調に不安を感じたら、健康管理センターに行けば良いのか、との質問に、そのとおりです、との回答。

キットはどんなときに言えばもらえるのか、住民が理解していないのでは、との質問に毎月チラシで案内は出している、との回答。

集団感染が疑われる場所では、村に報告や対策の報告はあるのか、との質問に事業停止などの報告はあるが特定情報は入ってこないとの回答でした。

議案第53号令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算第1号。この予算案は、既定の額に506万6000円を追加し、総額を9816万6000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で繰入金504万8000円を増額し、歳出では経営管理費506万6000円増額する補正です。全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、パートタイム会計年度任用職員の最低の時給は、との質問に907円との回答。現在の運営状況は、との質問に徐々に宿泊の予約は増えている、宴会は少ないとの回答。やまなみ荘の改修計画はどうなっているか、との質問に、現在諸調整しているので、現時点では確定していないとの回答。

議案第56号令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算第2号。この予算案は、既定の額に1539万8000円を追加し、総額を3億2359万6000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で県支出金246万円、繰越金1271万7000円をそれぞれ増額し、歳出では保健給付費で予算更正を行い、基金積立金945万円、諸支出金594万8000円を増額する補正です。全員賛成、可とすべきと決定。主

な質疑内容として、国でも審議を始めるような話が挙がっているが、要介護3でも利用できるような話は村でもあるのか、との質問に、介護度が低くても、諸事情により利用できるように配慮しているケースもある。内容などをチェックしている、との回答。

陳情4第4号安全安心の医療介護実現の人員増と処遇改善を求める陳情書については、趣旨に賛同し、全員一致で意見書を提出すると決定しました。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長(太田譲君) 社会文教委員長の報告を終わります。社会文教委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討論

○議長(太田譲君) なければ、次に討論に入ります。ただいま委員長報告のありました議案第50号から議案第56号までの条例案2件、補正予算案5件、陳情4第4号を一括して、反対討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○議長(太田譲君) 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終結します。

◎採決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

はじめに、議案第50号「生坂村印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第51号「生坂村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案」を採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第52号「生坂村一般会計補正予算(第5号)」を採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第53号「令和4年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第54号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第4号)」を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第55号「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第56号「令和4年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

議案56号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情4第4号「安全・安心の医療・介護実現の人員増と処遇改善を求める陳情書」を採決します。

陳情4第4号は委員長の報告とおり決定することを賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって陳情4第4号は委員長の報告とおり決定しました。

◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日、理事者より追加提案されております。

議案第57号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第58号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第59号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第60号「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」

議案第61号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第5号）」

議員より提出されております「発議第7号安全・安心の医療・介護実現の人員増と処遇改善を求める意見書の提出について」の合わせて6議案と、議員派遣の件を追加したいと思います。
ご異議ありませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって6議案と議員派遣の件を日程に追加します。

ここで、追加日程を事務局より配布していただきますので、しばらくお待ちください。

○議長(太田譲君) ここで暫時休憩をいたします。

全員協議会を行いますので、第3会議室へお集まりください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) 再開します。追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長

○議長(太田譲君) 村長

○村長(藤澤泰彦君) それでは12月定例会最終日の委員長報告、採決等でお疲れのところ申し訳ございませんが、追加議案のご審議をお願い申し上げます。議案の説明につきましては、令和4年度の人事院勧告に沿いまして、3年ぶりに給与、賞与とも引き上げをするための関連の議案であり、条例案3件、予算案2件の計5件でございます。

第57号議会の議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案この議案は、一般職の給与改定に伴い、議会の議員の期末手当の額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第58号特別職の職員で、常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案この議案は、一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の期末手当の額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第59号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案この議案は、令和4年度人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第60号令和4年度生坂村一般会計補正予算第6号この予算案は、既定の額に319万円を追加し、総額を25億1554万1000円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で地方交付税319万円を増額し、歳出では給与改定に伴う各科目の人件費等319万円を増額する補正であります。

議案第61号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第5号

この予算案は既定の額に21万2000円を追加し、総額を1億9986万2000円とする補正予算であります。主な内容は給与改定に伴うもので、歳入で繰入金21万2000円を増額し、歳出では経営管理費21万2000円を増額する補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第57号～追加日程5・議案第61号

○議長(太田譲君) お諮りします。追加日程1、議案第57号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」

追加日程2、議案第58号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

追加日程3、議案第59号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

追加日程4、議案第60号「令和4年度生坂村一般会計補正予算(第6号)」の4件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、追加日程1、議案第57号から追加日程4、議案第60号の4件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) (総務課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程5・議案第61号

○議長(太田譲君) 追加日程5、議案第61号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) (振興課長 朗読説明)

○議長(太田譲君) 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) 質疑、討論に入ります。追加日程1、議案第57号から追加日程5、議案第61号について、質疑討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) 反対討論はありませんか。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) この場でよろしいですか。

○議長(太田譲君) はい。

○3番(藤原良司君) はい。議案第57号および議案第60号の一部について反対討論をいたします。

議員報酬は生活給ではないというのは一般常識でございます。人事院勧告の全てに従う必要はございません。他の自治体においても従わなかったこともございます。当村は若年議員の報酬を引き上げてあり、前前年の決算と比べ大幅に議会費が増額となっております。

そこで私は本条例案に反対するものであります。さらに議案第60号、こちらの議会費の報酬の引き上げに伴う12万8000円についても反対するものであります。以上。

○議長(太田譲君) その他ございますか。

○議長(太田譲君) 次に、賛成討論はありませんか。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議員報酬のアップについては今までも人事院勧告を重視をして、それを恒例としてやっておりますので、今回もそれに沿う事を私は提案し賛成といたします。

○議長(太田譲君) その他ございますか。反対討論、賛成討論共に出そろいましたので、なければ討論を終わります。

◎質疑・討論

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

○議長(太田譲君) 追加日程1、議案第57号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 賛成多数です。

よって議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に追加日程2、議案第58号「特別職の職員で、常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、追加日程3、議案第59号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に追加日程4、議案第60号「令和4年度生坂村一般会計補正予算(第6号)」を採決します。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手多数です。
よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に追加日程5、議案第61号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第5号を採決します。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。
よって議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程6・発議第7号

○議長(太田譲君) お諮りします。
追加日程6、発議第7号「安心・安全の医療・介護実現の人員増と処遇改善を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、追加日程6、発議第7号を議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。2番藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 発議第7号「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙のとおり意見書を提出する。

本日提出。

提出者、生坂村議会議員、藤澤幸恵

賛成者、生坂村議会議員望月典子、藤原良司、平田勝章

「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書」

新型コロナウイルス感染の拡大により入院が必要にも関わらず入院できない医療崩壊や介護を受けたくても受けられない、介護崩壊が現実となりました。これは感染対策の遅れはもちろんのこと他の先進国と比べても圧倒的に少ない、医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入などケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や寝る間もない、極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私達は安全安心の医療介護の実現のために、下記の事項について国に要望します。

記

1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また安定した人員確保のためにもケア労働者の賃上げを支援すること

2 医療や介護現場における夜勤交代制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること

①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保。夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること

③介護施設や有床診療所などで行われている1人夜勤体制をなくし複数夜勤体制とすること

3 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立公的病院を拡充強化し、保健所の増設など、公衆衛生体制を拡充すること

4 患者利用者の負担を軽減すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月14日内閣総理大臣厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣様

長野県東筑摩郡生坂村議会議長、太田譲

以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 質疑討論に入ります。

追加日程6、発議第7号について質疑討論のある方の発言を許します。

○議長（太田譲君） 初めに、反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） 反対討論はないようですので、賛成討論を省略し、討論を終わります。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

追加日程6、発議第7号「安全安心の医療介護実現の人員増と処遇改善を求める意見書の提出について」を採決します。発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程7・議員派遣

○議長（太田譲君） 次に追加日程7、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付してあるとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長（太田譲君） 次に、日程4、閉会中の継続審査および調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。会議規則第74条の規定によりこれを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議会運営委員長平田議員、総務建経常任委員長望月一将議員、社会文教常任委員長藤澤議員から申し出のありました、閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

○議長（太田譲君） 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。

○3番（藤原良司君） 議長。動議を提出いたします。

○議長（太田譲君） はい。藤原議員

○3番（藤原良司君） はい、私が先日全員協議会でお配りしました議会議員の欠席時における議員報酬等の条例案を動議として提出したいと思います。これより追加議事日程にさせていただきたいため、議会運営委員会を開催していただきたいと思います。以上。

○議長（太田譲君） 暫時休憩とします。

○議長（太田譲君） 再開します。

ただいまの動議に対しまして、議会運営委員会を開催したいと思いますので、第3会議室にお集まりください。

○議長（太田譲君） 暫時休憩とします。

○議長（太田譲君） 再開します。先ほど3番藤原議員より提出された動議についての報告を議会運営委員長に求めます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。議会運営委員長の平田です。先ほど3番の藤原議員より提案のありました生坂村議会議員の欠席時における議員報酬の特例に関する件につきまして、運営委員会で協議を行いました。その結果、審議をもう少し深めた方が良いということで上程しないということにしましたのでよろしくお願いいたします。以上報告といたします。

○議長（太田譲君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

◎村長挨拶

○議長（太田譲君） 以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。これで本日の会議を閉じます。ここで村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは令和4年第4回生坂村議会12月定例会の閉会にあたりご挨拶御礼のご挨拶を申し上げます。6日から始まり、9日間の日程の12月定例会でございましたが、慎重にご審議を賜り、全ての議案を原案のとおりご採択くださり、誠にありがとうございました。

さて、今定例会の開会の挨拶で申し上げました地方公共団体が経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施できるようにするための臨時経済対策費として普通交付税1370万1000円増額交付されることになり、留保額が3414万8000円になります。

また昨日、今年度の特別交付税12月交付分の額が決定になりました。当村は2941万5000円で、前年度対比46.2% 929万6000円の増額となりました。

増額の要素は個人番号、連年災、有害鳥獣駆除などの算定項目が増えておりました。

よって6356万3000円の留保額となりますので、この状況ですと当初に財政調整基金の繰入額6500万円と地域振興基金の繰入額3500万円を見込んだ分は、さらに来年3月の特別交付税を見込みますと、今年度も余剰分等を基金に戻してもさらに基金の積み立てと繰上償還をすることができていると考えているところでございます。

そして今月16日に令和5年度の予算編成会議を行います。政府は経済財政運営と改革の基本方針2022等を踏まえ交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされております。

そういう中、当村の来年度の予算編成では生坂村第6次総合計画を根幹に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略にも沿い生坂村づくり計画を実行計画とし知恵を出し、創意工夫をして引き続き経費の節減と合理化に努めながら、村民の皆さんのニーズに応えられる施策の推進を図り、将来の見通しを十分考慮した有効で効果的な予算配分に努めてまいります。

来年1月からそれぞれの運営協議会運営委員会等でも来年度の事業についてご審議いただきその結果も反映させ、村民の皆さんのご理解とご協力もいただき、それらの目標の実現に向けた取り組みも推進してまいりたいと考えております。

これらに加え、地区担当職員は、地区の課題の解決、把握に努め、課題解決や活性化に向けて、地域発元気づくり支援金やきずなづくり支援金等によります事業等も行っております。

やまなみ荘は新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、年末年始の通常営業を行います。忘新年会プランに年末年始用の皿盛りオードブルのご注文なども承りますので、多くの皆さんにご利用いただきますよう、議員各位にもご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

私は字引議員の一般質問に対し、5期目を目指し生坂村の村政運営に対しましての所信を答えさせていただきました。今後も重点事業の4事業につきまして、子育て支援事業では保小中の給食費の無料化の継続とともに、各施設や教材備品の充実を図り、いくつ子子育て支援の充実、北海道標津町との交流学习、出産祝い金、入学祝い金などにより、次代を担う子供たちへの子育て支援と教育の充実に取り組んでまいります。

福祉の村づくり事業では、新型コロナウイルス感染症の対応を適時的確に実施するとともに、健康診断の受診勧奨や健診結果をもとに、個別的な保健指導や集団健康教室を行い、福祉輸送サービスの充実、包括的支援事業、介護予防日常生活支援総合事業等を着実に継続し、健康寿命の延伸を図ってまいります。

産業振興事業では、道の駅いくさかの郷を拠点として、農業振興、村民の皆さんの所得向上などをさらに進めていく他、いくさかマル得商品券をはじめ、各種商品券の発行等により、村内の商工業者、農業者の振興と各関係機関と協力し、村の経済発展と村民生活の向上に努めてまいります。

地域活性化対策等事業では、コンビニでの納付と発行サービスの提供により、村民の利便性の向上とともに、生坂村の産業経済の重要な担い手の確保が喫緊の課題であるため、就業、創業、移住支援および特定地域づくり事業協同組合の充実など、移住定住対策を一層推進してまいります。

そして新たな発想で未来を作り出し、人と自然が輝く生坂 に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統文化を守り育てていこうという責任感を共有して、さらなる村民の皆さんとの協働による村づくりによりまして、第6次総合計画の将来の姿、確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村 に向けて誠心誠意頑張っている所存でございます。

議員各位並びに村民の皆さんには今年も残りわずかでございますが、健康にご留意なされ、良い年を迎えられることをご祈念申し上げますとともに、引き続きのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに深く感謝申し上げます。以上をもちまして、令和4年第4回生坂村議会定例会を閉会いたします。

○議長（太田譲君） なお、昼食を挟み、議会全員協議会を再開します。再開は13時20分から第2会議室で行いますので、お集まりください。起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 0 時 7 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 12 月 14 日

議 長

大 田 譲

署名議員

菅 沼 弘 通

署名議員

望 月 一 将